# 北九州市国民健康保険 第二期保健事業実施計画 (データヘルス計画) (最終案)

北九州市国民健康保険 平成30年3月

# 目 次

第1章 保健事業	<b>業実施計画(データヘルス計画)の基本的な考え方</b>		1
1 背景		***********	1
2 計画の目的			2
3 計画の位置	づけ		3
4 計画の期間			4
5 関係部局連	携による実施体制		4
6 保険者努力	支援制度等の保険者インセンティブについて		6
第2章 北九州市			7
1 北九州市の	特徴	•••••	7
2 北九州市国	民健康保険の特徴		11
3 レセプトか	らみた疾病の状況		13
4 特定健診の	状況	•••••	15
5 医療費の状況	況	•••••	24
6 介護の状況			30
第3章 第一期	データヘルス計画に係る評価と健康課題の明確化		32
1 成果目標の	評価		32
2 保健事業の	評価		33
3 健康課題の	明確化		34
第4章 第二期 7	データヘルス計画の成果目標と今後の取組		35
1 成果目標の	設定		35
2 保健事業の	実施		36
第5章 医療費通			46
1 医療費適正	化に係る現状		48
2 医療費適正	化の取組	*********	46
3 医療費適正	化の成果目標		50

第6:	章 第三期特定健康診査等実施計画		51
1	目標の設定		51
2	対象者の見込み		52
3	特定健診の実施	********	52
4	特定保健指導の実施	*********	56
5	特定健診・特定保健指導の結果の報告と保存		58
6	個人情報保護対策		59
7	結果の報告	***************************************	59
8	特定健康診査等実施計画の公表・周知		59
9	特定健康診査等実施計画の評価・見直し	**********	59
第7:	章 地域包括ケアに係る取組	***********	60
第8:	章 計画の評価・見直し		62
1	評価の時期		62
2	評価方法・体制		62
第9:	章 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い		63
1	計画の公表・周知		63
2	個人情報の保護		63
各種組	<del>在計資料</del>		65
計画領	<b>策定に係る経緯</b>	***********	71

# 第1章 保健事業実施計画(データヘルス計画)の基本的な考え方

#### 1 背景

国は、「日本再興戦略<sup>\*1</sup>」において、「全ての健康保険組合に対し、診療報酬明細書(レセプト)や特定健康診査(特定健診)のデータの分析に基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として、計画の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求める」こととしました。さらに「保健事業の実施等に関する指針(厚生労働省告示)」(以下「国指針」という。)により、「保険者等は健康・医療情報を活用してPDCAサイクル<sup>\*2</sup>に沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施のための「保健事業計画(データヘルス計画)」を作成した上で、保健事業の実施・評価・改善等を行うもの」としました。

これに基づき、本市においても国民健康保険の保険者<sup>※3</sup>として「北九州市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(計画期間平成28年3月~平成29年度)」を策定し、生活習慣病の予防及び重症化予防や医療費適正化に取り組んできました。

また、厚生労働省は、医療保険加入者の生活習慣病予防・健康づくりを推進し、医療費の 適正化を進めるため、医療費適正化や健康づくりに取り組む自治体等へのインセンティブと して「保険者努力支援制度」を創設し、平成30年度から本格実施することとしています。

このような新たな国の動きや本市の課題等を踏まえ、本市では、保健事業を引き続き実施するにあたり、「北九州市国民健康保険第二期保健事業実施計画(データヘルス計画)」を策定します。

※1日本再興戦略:我が国の経済再生に向けて、産業基盤の強化、医療・エネルギーなどの市場創造、国際経済連携の推進や 海外市場の獲得など、第二次安倍内閣が掲げる成長戦略のこと(H25.6 閣議決定)

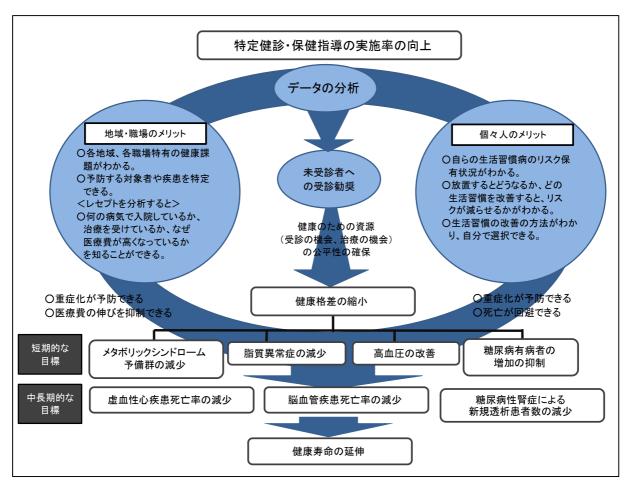
※2PDCAサイクル: P (計画) →D (実施) →C (評価) →A (改善) を繰り返し行うこと

※3保険者:「高齢者の医療の確保に関する法律」第7条第2項に規定する保険者をいう

#### 2 計画の目的

「日本再興戦略」の中で「健康寿命の延伸」がテーマとされ、平成25年4月から開始した「健康日本21 (第二次)」では、健康寿命の延伸や健康格差の縮小をはじめ、生活習慣の改善や社会環境の整備などに関して具体的な目標を設定し、脳血管疾患死亡率の減少、虚血性心疾患の死亡率の減少、糖尿病性腎症による新規人工透析導入患者数の減少を目指すことが示されています。

本市では、国保データベースシステム(KDB<sup>\*1</sup>)を活用して特定健康診査の結果やレセプト、介護保険などのデータ分析を行い、優先的に取り組むべき健康課題を抽出し、生活習慣病発症予防及び重症化予防に取り組み、国保加入者の健康保持増進を図ることで、健康寿命の延伸、ひいては医療費の適正化を目指します(図表1-1)。



[ 図表1-1 特定健診・特定保健指導と健康日本21 (第二次)]

【出典】標標準的な健診・保健指導プログラム(案)【平成30年度版】

※1KDB:国民健康保険団体連合会が管理する「特定健康診査・特定保健指導」、「医療」、「介護保険」等に係る統計情報を 保険者向けに情報提供するシステムのこと

#### 3 計画の位置づけ

本計画は、国民健康保険法第82条第4項の規定による「国指針」(平成26年3月)に基づく計画です。生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進により、健康寿命の延伸、ひいては医療費の適正化及び保険者の財政基盤強化が図られることを目的とします。

また本計画は、保健事業の中核をなす「高齢者の医療の確保に関する法律」(以下「高確法」という。)に基づく「第三期特定健康診査等実施計画」を包含するものとします。

さらに、健康増進法に基づく基本的な方針を踏まえるとともに、本市の健康増進計画である「第二次北九州市健康づくり推進プラン」や老人福祉法に規定された「老人福祉計画」と介護保険法に規定された「介護保険事業計画」を包含した法定計画である「北九州市いきいき長寿プラン」をはじめとする関連計画等との整合性を図ります。

#### [ 図表 1-2 データヘルス計画とその他法定計画等との位置づけ ]

	健康日本21計画	データヘルス計画	特定健康診査等 実施計画	老人福祉計画 介護保険事業 (支援)計画
本市計画	第二次北九州市 健康づくり推進プラン	第二期 保健事業実施計画	国民健康保険 (第二期 データヘルス計画) は第二期データヘルス計画に包含)	北九州市 いきいき長寿プラン
法律	健康增進法	国民健康保険法	高齢者の医療の確保に 関する法律	老人福祉法 介護保険法
基本的な 指針	厚生労働省 健康局 平成24年6月 国民の健康の増進の総合的な 推進を図るための基本的な方針	厚生労働省 保険局 平成28年6月 国民健康保険法に基づく保健事業の 実施等に関する指針の一部改正	厚生労働省 保険局 平成29年8月 特定健康診査及び特定保健指導の適切 かつ有効な実施を図るための基本的な指針	厚生労働省 老健局 平成30年3月 介護保険事業に係る保険給付の円滑な 実施を確保するための基本的な指針
根拠・期間	法定 平成25~34年度(第2次)	指針 平成30~35年度(第2期)	法定 平成30~35年度(第3期)	法定 平成30~32年度(第7期)
計画策定者	都道府県:義務 市町村:努力義務	医療保険者	医療保険者	都道府県:義務 市町村 :義務
対象者	北九州市民	被保険者全員	40歳~74歳の 国保被保険者	1号被保管者 65歳以上 2号被保険者 40~64歳

#### 4 計画の期間

この計画の期間は、平成30(2018)年度から35(2023)年度までの6年間とします。

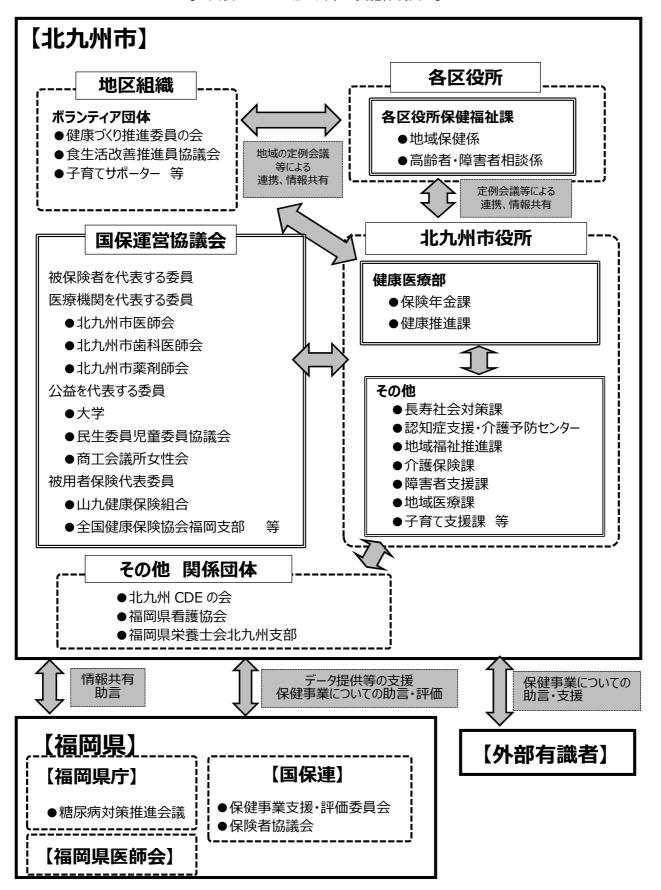
#### ≪参考≫ 計画期間の根拠について

計画期間については、他の保健医療関係の法定計画との整合性を考慮することとされて おり、高確法に基づく「医療費適正化計画」(実施主体:県)及び「特定健康診査等実施計 画」(実施主体:市)の計画期間が6年一期(平成30年度から平成35年度)に見直され たことを踏まえています。

#### 5 関係部局連携による実施体制

本計画は、北九州市国民健康保険の担当である健康医療部(保険年金課、健康推進課) を実施主体とし、関係各課との連携や調整を図り、策定及び実施を行います。

また、計画の推進にあたり、北九州市国民健康保険運営協議会において、有識者・被保険者を代表する委員より意見聴取を行うとともに、福岡県国民健康保険団体連合会(国保連)、及び国保連に設置されている保健事業支援・評価委員会や福岡県、福岡県保険者協議会等より本計画に対する支援・評価を受け、計画作成への意見反映に努めます。



## 6 保険者努力支援制度等の保険者インセンティブについて

国は医療費適正化や健康づくりに取り組む自治体等へのインセンティブ制度として、市町村国保に対し、新たに「保険者努力支援制度」を創設し、平成30年度から本格実施することとしています。「保険者努力支援制度」とは、特定健診の受診率向上や、糖尿病重症化予防などの取組を客観的な指標で評価し、獲得点数に応じて補助金が国より交付される仕組みです。

保険者努力支援制度の評価指標については、毎年の保健事業の実績や実施状況を見ながら 進化発展させるとしており、平成30年度の配点においては、糖尿病の重症化予防の取組の 実施状況や収納率向上に関する取組の実施状況を高く評価しています(図表1-4)。

[ 図表 1 - 4 保険者努力支援制度の評価指標と平成 30 年度の配点 ]

(総得点 790 点:体制構築点を除く)

保険者共通の指標	配点
●特定健診受診率	50
●特定保健指導実施率	50
●メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	50
●がん検診受診率	30
●歯周疾患(病)健診の実施	25
●糖尿病の重症化予防の取組の実施状況	100
●広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況	95
(個人へのわかりやすい情報提供、個人インセンティブの提供)	
●加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況	35
●後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況	75
国民健康保険固有の指標	配点
●収納率向上に関する取組の実施状況	100
●医療費の分析(データヘルス計画の取組)	40
●給付の適正化(医療費通知の取組)	25
●地域包括ケアの推進	25
●第三者求償の取組状況	40
●適正かつ健全な事業運営の実施状況	50

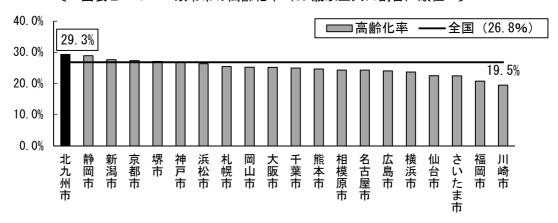
## 第2章 北九州市国民健康保険の現状と課題

#### 1 北九州市の特徴

#### (1) 人口と年齢別人口割合

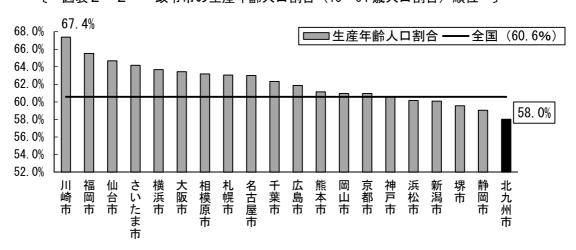
本市の人口は平成29年1月で966,628人(住民基本台帳平成29年1月1日)、高齢化率は29.3%と、政令市の中で最も高くなっています(図表2-1)。また、生産年齢人口割合は58.0%であり、全国の60.6%より低く、政令市の中で最も低くなっています。人口の自然増減率 $^{*1}$ も減少傾向にあり、高齢者を支える人口が少ないことから、健康寿命 $^{*2}$ の延伸は今後ますます重要です(図表2-2、2-3)。

[ 図表2-1 政令市の高齢化率(65歳以上人口割合)順位 ]



【出典】平成29年1月1日住民基本台帳人口・世帯数、平成28年1月1日~12月31日人口動態統計

[ 図表2-2 政令市の生産年齢人口割合(15~64歳人口割合)順位]

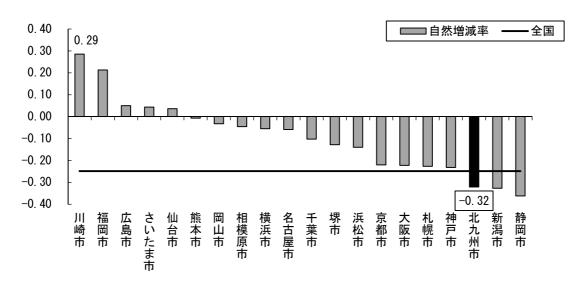


【出典】平成29年1月1日住民基本台帳人口・世帯数、平成28年1月1日~12月31日人口動態統計

※1自然増減率:(出生数-死亡数)÷人口×100で算出したもの

※2健康寿命:日常生活に制限のない期間のことであり、平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」 を意味し、この差が拡大すると医療費や介護給付費の拡大につながる

#### 〔 図表2-3 政令市の自然人口増減率 〕

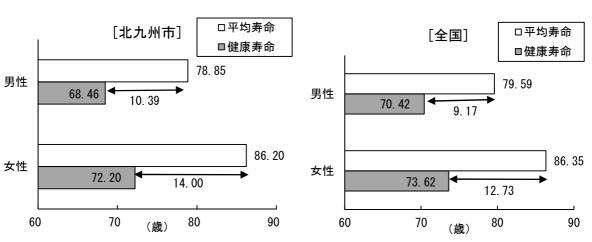


【出典】平成29年1月1日住民基本台帳人口・世帯数、平成28年1月1日~12月31日人口動態統計

#### (2) 平均寿命と健康寿命

本市の平均寿命は男女とも、全国との差はほとんどありません。しかし、平均寿命と健康寿命の差は男女とも全国値と比較し、大きくなっています(図表2-4)。

[ 図表 2-4 平均寿命と健康寿命 ]



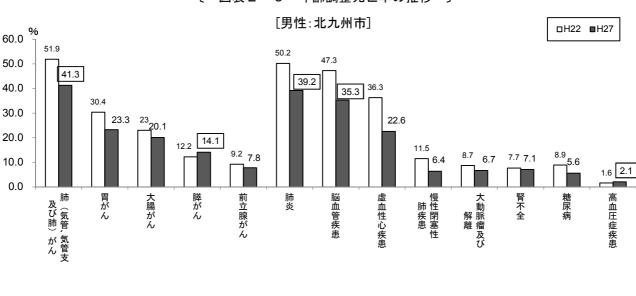
【出典】平均寿命:平成22年完全生命表(厚生労働省)

健康寿命:厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病予防対策の費用対効果に関する 研究」

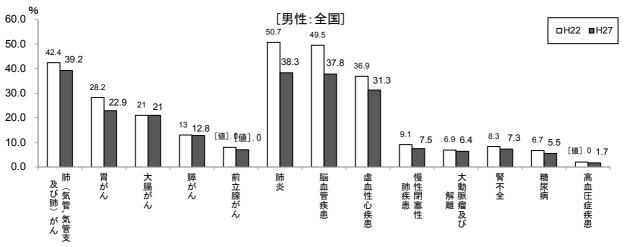
#### (3) 市全体の死亡の状況

本市の年齢調整死亡率\*1を見ると、男性では、平成22、27年とも「肺がん」、「肺炎」、「脳血管疾患」の順に高くなっています。全国と比較すると「肺がん」の死亡率は減少傾向にあるものの、高くなっています。また平成22年と比較して「膵がん」、「高血圧症疾患」はやや増加しています。

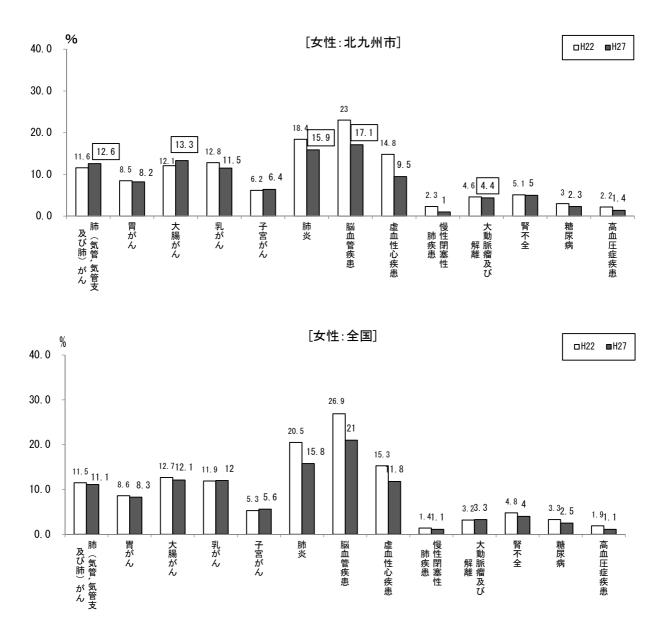
女性では、平成22年は高い順から「脳血管疾患」、「肺炎」、「虚血性心疾患」でしたが、 平成27年は「脳血管疾患」、「肺炎」、「大腸がん」の順に高くなっています。また、平成 22年と比較して「肺がん」、「大腸がん」が増加しています。また、全国値と比較すると、 「肺がん」、「大腸がん」、「大動脈瘤及び解離」等は高い傾向にあります(図表2-5)。



〔 図表2-5 年齢調整死亡率の推移 〕



※1年齢調整死亡率:年齢構成の違いを考慮して補正した死亡率



【出典】人口動態統計(厚生労働省 平成 22 年度、平成 27 年度)

#### (4) 65歳未満の死亡の状況

65歳未満の死因はがんが4割以上を占めており(図表2-6)、部位別にみると 男性は「気管、気管支及び肺」、女性は「乳房」が最も多くなっています(図表2-7)。喫煙は肺がんの危険因子の一つであり、飲酒や肥満は乳がんの危険因子と言われ ていることから、若年からの生活習慣改善の対策は重要です。関係部署と連携し、課 題の共有及び予防対策の推進をしていく必要があります。

[ 図表2-6 65歳未満の死因 ]

	H22		H27		
1 位	がん	40. 4%	がん	44. 2%	
2 位	循環器系の疾患	18. 3%	自殺	9. 7%	
3 位	自殺	11. 6%	循環器系の疾患	7. 7%	

【出典】北九州市衛生統計年報 (平成 22 年度、平成 27 年度)

[ 図表2-7 65歳未満の死因のうちがんの部位別順位(男女別) ]

	男	女
1位	気管、気管支及び肺	乳房
2 位	肝及び肝内胆管	結腸
3 位	膵臓	気管、気管支及び肺

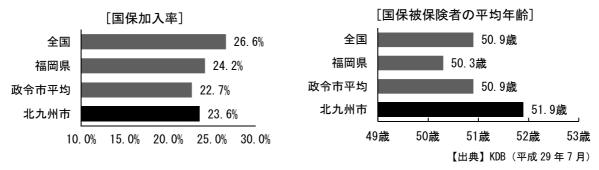
【出典】北九州市衛生統計年報(平成27年度)

#### 2 北九州市国民健康保険の特徴

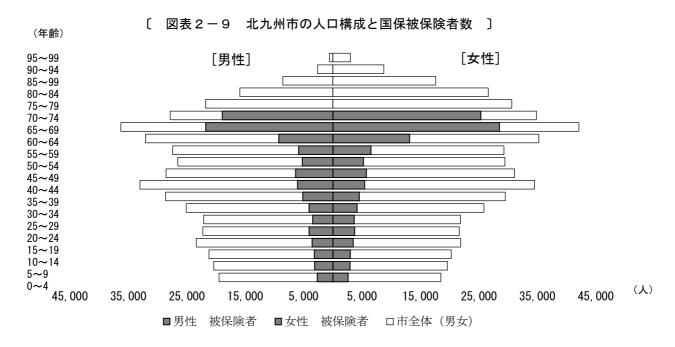
#### (1) 北九州市国民健康保険加入率と平均年齢

北九州市では市民全体の約23.6% (平成29年7月時点) が北九州市国民健康保険に加入しており、被保険者の平均年齢は51.9歳と国や県、政令市平均 $^{*1}$ よりも高くなっています (図表2-8)。本市の国保加入者の割合は60歳以降に急激に上昇し、60歳から70歳代の半数以上が国保加入者となっています (図表2-9)。

[ 図表2-8 国保加入率と国保被保険者の平均年齢 ]



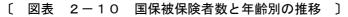
※1 K D B 参加政令市: 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、 名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市(18 市/20 市)

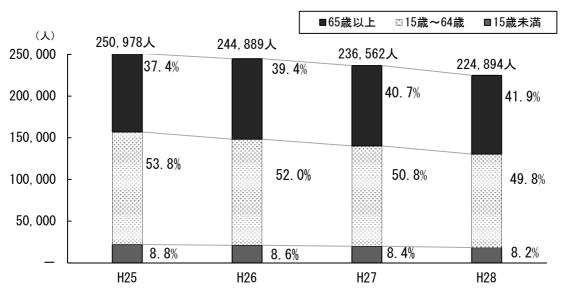


【出典】KDB (平成 29 年 7 月)

#### (2) 北九州市国民健康保険被保険者数の推移

北九州市国民健康保険の被保険者数は平成25年度の250, 978人から平成 28年度の224, 890人と減少傾向にあります。 $0\sim64$ 歳の被保険者は減少傾向にあり、 $65\sim74$ 歳は増加傾向にあります(図表2-10)。





【出典】KDB(平成 25~28 年度)

#### (1) 脳血管疾患・虚血性心疾患・慢性腎不全の患者数

脳血管疾患\*1については、患者数の割合は増加していますが、新規患者数の割合は減少しています。

虚血性心疾患 $*^2$ については、患者数の割合が横ばいで経過しており、被保険者における新規患者数 $*^3$ の割合は減少しています。また、新規患者のうち診断月に入院している者の割合は減少しており、重症化してからの新規受診者は減っていると考えられます(図表2-11、2-12)。

#### 被保険者数 脳血管疾患患者数 新規患者数 診断月入院あり 被保千人 C В B/A D/B 当たり 25 年度 250, 978 人 9,540人 3.80% 6, 196 人 24. 7 1,880人 19.7% 3.94% 19.3 14.8% 28 年度 224,890 人 8,867人 4,345 人 1,314人

〔 図表2-11 脳血管疾患 〕

#### 〔 図表2-12 虚血性心疾患 〕

	被保険者数	虚血性心疾	患患者	新規患者数				
	极体陕有数	数	Į			診断月入院あり		
	A	В	B/A	С	被保千人当たり	D	D/B	
25 年度	250, 978 人	12, 308 人	4. 90%	5, 947 人	23. 7	1, 657 人	13. 5%	
28 年度	224, 890 人	11,003 人	4. 89%	4, 453 人	19.8	1, 300 人	11.8%	

#### 〔 図表2-13 慢性腎不全(人工透析有) 〕

	被保険者数	人工透析	电老粉	新規患者数			
	拟体陕省数	人工返彻;	む日奴			糖尿病あり	
	A	В	B/A	D	被保千人当たり	E	E/D
25 年度	250, 978 人	521 人	0. 21%	102 人	0. 41	85 人	83. 3%
28 年度	224, 890 人	451 人	0. 20%	114人	0.51	95 人	83. 3%

【出典】KDB (平成 25 年度、平成 28 年度)、保健事業等評価・分析システム

※1脳血管疾患:脳梗塞と脳出血のレセプト集計(KDB集計要件より)

※2虚血性心疾患:狭心症と心筋梗塞のレセプト集計(KDB集計要件より)

※3新規患者:脳梗塞や心筋梗塞等の該当疾患の診断が初めてついた者

#### (2) 生活習慣病の状況

脳血管疾患\*1、虚血性心疾患\*2、糖尿病性腎症\*3といった重症化した疾患で治療中の者の多くは、危険因子である高血圧症、糖尿病、脂質異常症等を有しています。特に高血圧症は、脳血管疾患の者の78.2%、虚血性心疾患の者の76.9%、糖尿病性腎症の者の79.1%と約8割の者が保有しています(図表2-14)。

中長期的な目標 短期的な目標 脳血管疾患 糖尿病性腎症 |虚血性心疾患| 生活習慣 高血圧症 病の治療 47,570人 1,462人 8.867人 Ε 11,003人 F G В 者数全体 54.4% B/A10.1% E/A 12.6% F/A 1.7% G/A糖尿病 6.935人 Н 8.459人 1.156人 J 高血圧症 25,713人 С 78.2% 76.9% I/F 79.1% J/GH/E 3.796人 5,089人 1,462人 29.4% C/A Κ L М 87,517人 糖尿病 脂質異常症 L/F 42.8% K/E 46.3% 100.0% M/G39,456人 5,470人 7.623人 1,011人 Ρ 脂質 異常症 61.7% A 45.1%  $\mathsf{D}/\mathsf{A}$ N/E69.3% 0/F 69.2% P/G

[ 図表2-14 生活習慣病の状況 ]

【出典】KDB (平成 28 年度)

※1脳血管疾患:くも膜下出血・脳内出血・その他の非外傷性頭蓋内出血・脳梗塞・脳卒中、脳出血又は脳梗塞と明示されないもの・脳実質外動脈の閉塞及び狭窄、脳梗塞に至らなかったもの 他(KDB集計要件より)

※2 虚血性心疾患:狭心症・急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞・急性心筋梗塞の続発合併症 他 (KDB 集計要件より)

※3糖尿病性腎症:糖尿病のうち、糖尿病性腎症対象者(KDB 集計要件より)

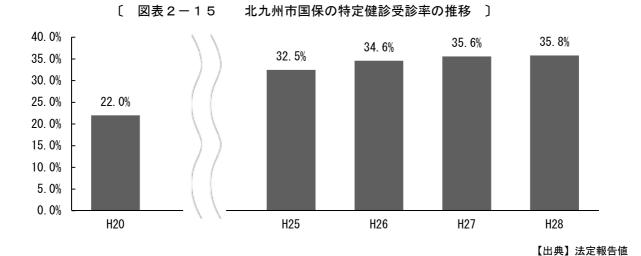
## 4 特定健診の状況

#### (1) 受診者の状況

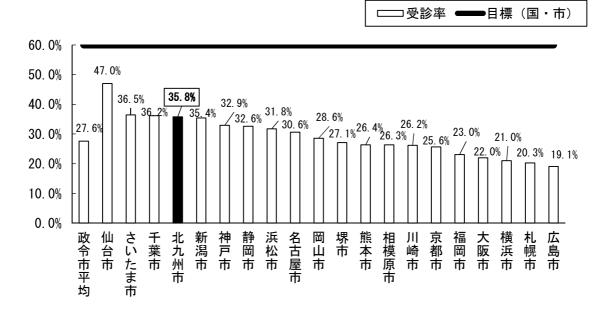
〔 図表2-16

特定健診が開始された平成20年度の22.0%と比較すると、受診率は平成25年度の32.5%から、平成28年度は35.8%と上昇しており、政令市の中では 4番目に高い受診率となっています。中でも、かかりつけ医等で治療中の者で健診を 受診する者の割合が増加しています(図表2-15、2-16、2-17)。

年代別に受診状況をみると、65歳以上は30%を超えていますが、40歳~50歳代は10~20%台で推移しています(図表2-18)。



平成28年度 国保特定健診受診率(政令市比較) 〕



【出典】法定報告値

#### [ 図表2-17 特定健診受診状況(治療中・治療なし)の推移 ]

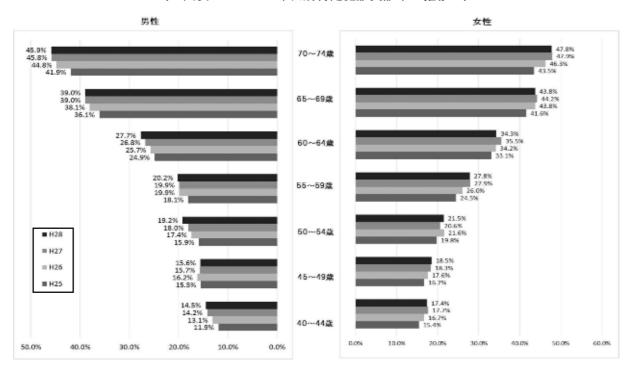
#### 平成25年度

%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	10
		受診者 (32.3%)					未受診者 )7 (67.7%)			
治療なし 11309 (6.9%)		治療中 41778 (25.4%)			治療中 67743 (41.2%)				音療なし 43664 (26.5%)	
<b>28年</b> ※	<b>度</b> 10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	1
	建診受診者 ,741(35.5%)	3	3.2ポイント↑				诊未受診者 43(64.5%)			

【出典】KDB (平成 25 年度、平成 28 年度)

※KDB の特定健診受診率は、KDB で把握できる健診受診者と健診対象者数で計算されたものであり、法定報告値とは異なる 法定報告における平成 25 年度の受診率は、平成 25 年度は 32.5%、平成 28 年度は 35.8%となっている 法定報告値とは、年度途中に資格喪失した者を除いた数により確定した数および割合

#### [ 図表2-18 年代別特定健診受診率の推移 ]

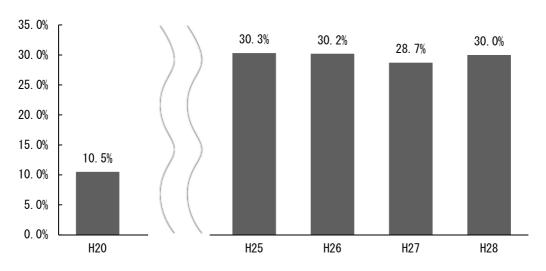


【出典】法定報告値

#### (2) 特定保健指導の実施状況

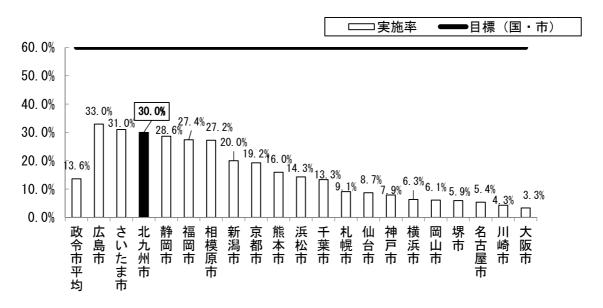
平成20年度の特定保健指導実施率の10.5%と比較すると、平成28年度は30.0%と上昇しており、政令市の中で3位と高い実施率となっています(図表2-19、2-20)。

[ 図表2-19 北九州市国保の特定保健指導実施率の推移 ]



【出典】法定報告値

[ 図表 2 - 2 0 平成 28 年度特定保健指導実施率(政令市比較) ]



【出典】法定報告値

#### (3) 受診者の健診結果の状況

#### ア 全国と比較した健診結果の状況

メタボリックシンドローム該当者\*\*1は男性で33.1%、女性で16.4%、メタボリックシンドローム予備群\*\*2は男性で11.7%、女性5.6%であり、男性のメタボリックシンドローム該当者は全国と比べ高くなっています。メタボリックシンドロームの改善のためには、特定保健指導実施率の向上に努めていく必要があります。

また、収縮期血圧、中性脂肪、LDL コレステロール、HbA1c の有所見\*3者割合は、男女ともに全国と比べると高くなっています(図表 2-21)。

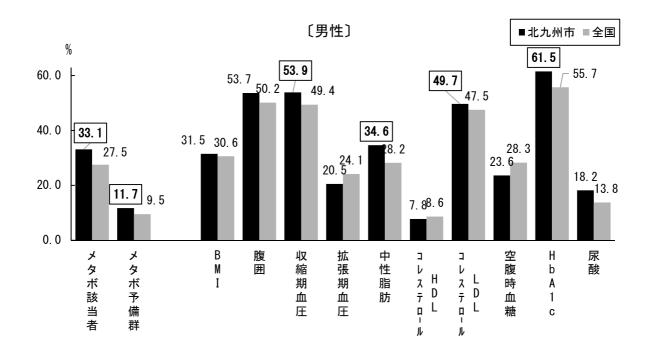
- ※1メタボリックシンドローム該当者: 腹囲が男性 85 cm以上、女性 90 cm以上の者で、下記 3 項目(血中脂質、血圧、血糖)のうち 2 つ以上の項目に該当する者
- ※2メタボリックシンドローム予備群:腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上の者で、下記3項目(血中脂質、血圧、血糖)のうち1つの項目に該当する者
- [3項目]・血中脂質:中性脂肪値 150mg/dl 以上、または HDL コレステロール値 40mg/dl 未満、又は服薬中
  - ・血圧:収縮期血圧 130mmHg 以上、または拡張期血圧が 85mmHg 以上、または服薬中
  - ・血糖:空腹時血糖値が110mgdl以上、またはHbA1cが6.0%以上、または服薬中
- ※3有所見:保健指導判定値以上の者

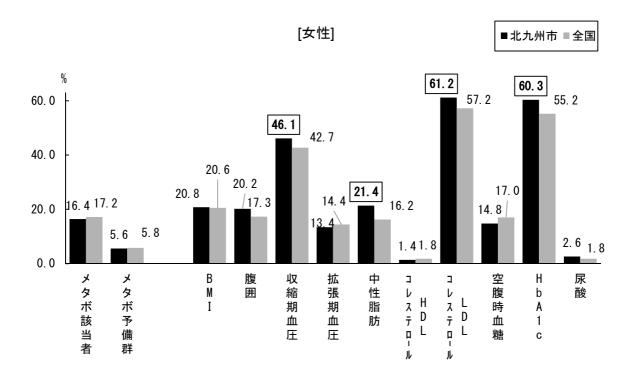
[保健指導判定值一覧] (単位省略)

BMI	腹	囲	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪
25 以上	男性 85 以上	女性 90 以上	130 以上	85 以上	150 以上
HDL-C	LDL-C	空腹時血糖	HbA1c	尿酸	
40 未満	120 以上	100 以上	5.6以上	7.0以上	

【出典】標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版)

#### 〔 図表2-21 メタボリック該当者・予備群の割合と有所見者割合 〕





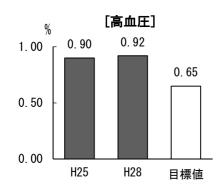
【出典】KDB (平成 28 年度)

#### イ 本市の健診結果(血圧・脂質・血糖)の推移

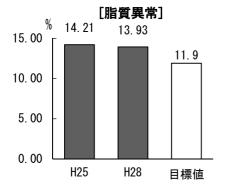
Ⅲ度高血圧(収縮期血圧180mmHg以上又は拡張期血圧110mmHg以上)の者の割合は、平成25年度0.90%から平成28年度0.92%と上昇しています。脂質異常(LDLコレステロール160mg/dl以上)の者や高血糖(HbA1c8.4%以上)の者の割合は減少しています。

そのうち未治療者 $^{*1}$ の割合は、高血圧 $^{*2}$ では約7割、脂質異常 $^{*2}$ (LDL コレステロール)では約9割、高血糖 $^{*2}$ (HbA1c)では約4割で推移しており、適切な受診 勧奨を継続していく必要があります(図表2-22)。

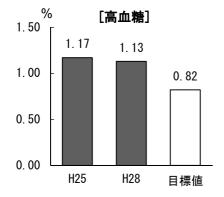
[ 図表2-22 本市の健診結果(血圧・脂質・血糖)の推移 ]



古布丘姞	Ⅲ度(	180 以上/1	110mmHg 以	.上)	
高血圧値			(再掲):	未治療	
項目	人数	割合	人数	割合	
H25 年度	496 人	0. 90%	334 人	67. 3%	
H28 年度	512 人	0. 92%	354 人	69. 1%	



LDL-C 値	160mg/d I 以上					
			(再掲)未	治療		
項目	人数割合		人数	割合		
H25 年度	7, 871 人	14. 21%	7, 082 人	90.0%		
H28 年度	7, 771 人	13. 93%	7, 032 人	90. 4%		



HbA1c	8.4%以上					
(NGSP)			(再掲)未治療			
項目	人数	人数割合		割合		
H25 年度	648 人	1.17%	289 人	44.6%		
H28 年度	630 人	1.13%	274 人	43.5%		

【出典】保健指導支援ツール (平成 25 年度、平成 28 年度)

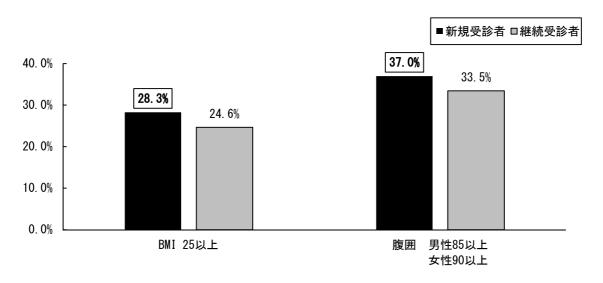
※1未治療者:特定健診質問票で血圧、血糖、脂質の薬による治療を受けていない者

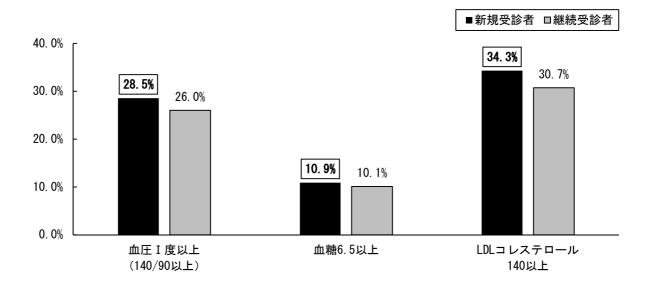
※2血圧、脂質異常、高血糖の値については、第1期データヘルス計画および健康づくり推進プランの評価指標の値による

#### (4) 特定健診継続受診者と新規受診者の状況

平成28年度の特定健診受診者のうち、新規受診者(過去5年間で初めて受診した者)は16%、継続受診者(過去5年間で1回以上受診がある者)の割合は84%となっています。新規受診者と継続受診者の健診結果を比較すると、BMI、腹囲、血圧、血糖、LDLコレステロールの項目で新規受診者の受診勧奨判定値\*1以上の割合が高くなっています(図表2-23)。

#### [ 図表2-23 特定健診継続受診者と新規受診者の受診勧奨判定値以上の割合 ]





【出典】保健指導支援ツール (平成 28 年度)

#### ※1 受診勧奨判定値(単位省略)

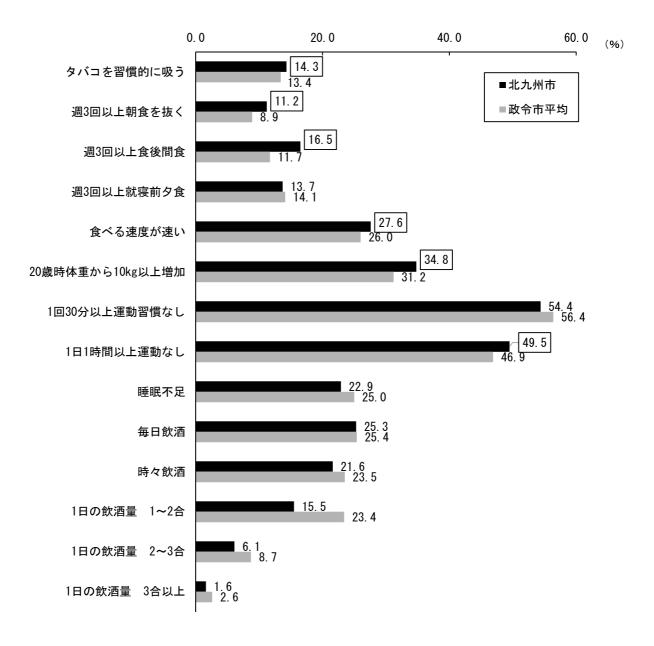
収縮期血圧	拡張期血圧	LDL-C	HbA1c
140 以上	90 以上	140 以上	6.5 以上

【出典】標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版)

#### (5) 生活習慣の状況

生活習慣病は日々の生活習慣に影響を受けています。本市の特定健診の問診結果から生活習慣の状況をみると、政令市平均と比較して「タバコを習慣的に吸う」、「朝食を抜く」、「食後間食をとる」、「食べる速度が速い」、「20歳時体重から10kg以上増加」、「1日1時間以上運動なし」の項目で割合が高くなっています(図表2-24)。

#### [ 図表2-24 生活習慣の状況(特定健診問診票より) ]

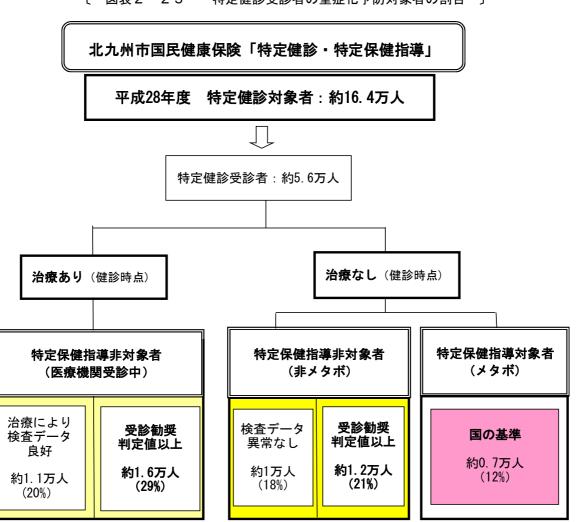


【出典】KDB (平成 28 年度)

#### (6) 重症化予防対象者の割合

特定健診受診者のうち、国の基準で定める特定保健指導対象者は約12%です。しかし、特定保健指導非対象者のうち、受診勧奨判定値<sup>※1</sup>以上の者が約21%、治療あり(健診時点)の者のうち、受診勧奨判定値以上が29%おり、重症化予防のためにも保健指導を実施していく必要があります(図表2-25)。

#### [ 図表2-25 特定健診受診者の重症化予防対象者の割合 ]



【出典】保健指導支援ツール (平成 28 年度)

#### ※1 受診勧奨判定値(単位省略)

収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C
140 以上	90 以上	300 以上	35 未満	140 以上
空腹時血糖	HbA1c	e GFR	尿蛋白	
126 以上	6.5以上	45 未満	+	

【出典】標準的な健診・保健指導プログラム(平成 30 年度版)

## 5 医療費の状況

#### (1) 医療費全体の状況

平成28年度の本市の国保加入者の医療費は、総額911億円で、そのうち一般被保険者の医療費が890億円、退職被保険者の医療費が20億円です。1人あたりの一般被保険者の医療費は39万6千円で、政令市では2番目に高い状況です(図表2-26、2-27)。

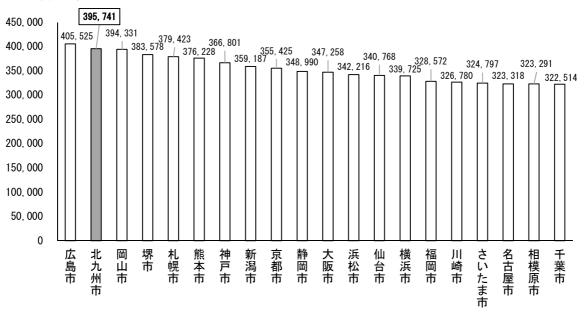
[ 図表2-26 国民健康保険医療費 ]

	一般	退職※1	合計
総額	89, 065, 512 千円	2,041,087 千円	91, 106, 599 千円
1人あたり医療費	395, 741 円	487, 831 円	397, 422 円
被保険者数	225, 060 人	4, 184 人	229, 244 人

【出典】保険年金課調べ(平成28年度)

#### [ 図表2-27 国民健康保険1人あたりの医療費(一般被保険者分) ]





【出典】保険年金課調べ(平成28年度)

※1退職者医療制度:会社などを退職し、現在、老齢(退職)年金を受給している方が65歳になるまでの間、加入する制度 退職者医療制度は平成27年3月末に廃止され、これ以降、新規の対象者が増えることはなくなった (いくつかの要件に該当する方は、65歳の誕生日の前日の属する月まで引き続き適用される)

#### (2) 医療資源の概況(人口千人当たり)

本市は、病院数や診療所数、医師数が多く、医療資源が豊富です。

人口千人当たりの病床数が多いことは、入院患者数の多さ及び医療費の高さに影響を与えていると考えられます(図表2-28)。

〔 図表2-28 医	寮資源の概況 〕
------------	----------

	北九州市		政令市平均		福岡県		全国	
	実数	割合※1	実数	割合**1	実数	割合※1	実数	割合※1
病院数	90	0. 4	1, 487	0. 3	460	0. 4	8, 255	0. 3
診療所数	958	4. 3	21, 307	3. 8	4, 587	3.8	96, 727	3. 0
病床数	19, 111	85. 0	302, 097	54. 1	86, 071	70. 4	1, 524, 378	46. 8
医師数	3, 347	14. 9	73, 695	13. 2	15, 660	12. 8	299, 792	9. 2
外来患者数※2	720. 1		676. 4		686. 6		668. 1	
入院患者数※3	24. 2		17. 8		22. 3		18. 2	

【出典】KDB (平成 28 年度)

※1 割合:国保被保険者千人当たりの数

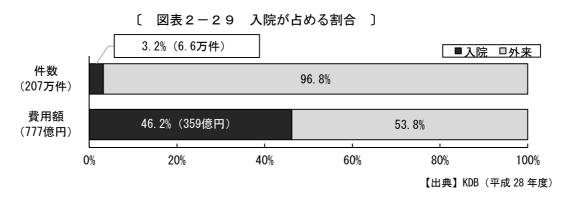
※2 外来患者数:外来レセプト件数:被保険者数×1,000 ※3 入院患者数:入院レセプト件数:被保険者数×1,000

#### (3) 入院と外来の状況

平成28年度の医科レセプトをみると、入院に係る件数は3%ほどですが、費用割合では約46%を占めています(図表2-29)。また、本市の医療費に占める入院医療費の割合は、他の政令市や全国よりも高くなっています(図表2-30)。

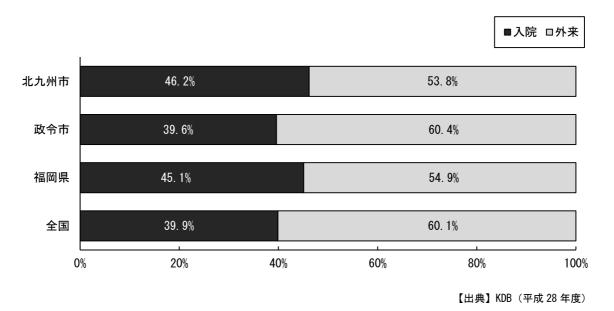
予防可能な疾患である生活習慣病 $^{*1}$ の入院に占める割合を見ると、件数・費用ともに 50%を超えています(図表 2-31)。

これらのことから、生活習慣病が医療費を上げる一つの要因となっていることがうかがえます。症状の軽いうちに外来を受診し、重症化を予防することで入院を減らすことが重要だと言えます。

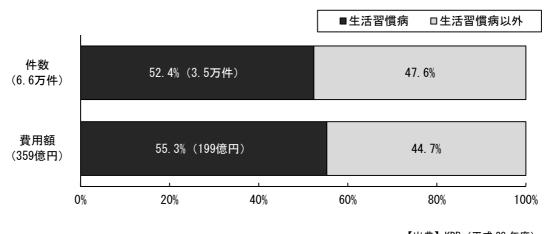


※1生活習慣病:糖尿病・高血圧・脂質異常症・高尿酸血症・脂肪肝・動脈硬化症・脳出血・脳梗塞・狭心症・心筋梗塞・ がん・筋骨格・精神

#### [ 図表2-30 入院と外来の費用額の割合 ]



#### [ 図表2-31 入院のうち生活習慣病が占める割合 ]



#### (4) 疾患別にみた医療費の状況

#### ア 疾患別の医療費と1人あたりの医療費

平成28年度の本市における脳血管疾患、虚血性心疾患、腎疾患、高血圧、脂質異常症、糖尿病の医療費全体に占める割合は約21%で、全国より低く、福岡県と比較するとやや高い傾向にあります。脳血管疾患\*1、虚血性心疾患\*2の疾患別に見た被保険者1人あたりの医療費の割合は、平成25年度よりも減少していますが、全国や福岡県と比較してまだ高い状況にあり、今後も重症化予防に取り組んでいく必要があります。

また、本市の特徴として、悪性新生物や精神疾患の医療費に占める割合や被保険者 1人あたりの医療費が全国よりも高く、平成25年度と平成28年度を比較しても増加しています。悪性新生物や精神疾患への取組も関係部署と情報を共有し、一体的に行っていく必要があります(図表2-32、2-33)。

[ 図表2-32 疾患別にみた医療費の状況 ]

		脳	心	E F	Z F	-11			脳∙心∙腎・		#\r	₩ <b>≠</b> ↓♠	<del>h.h.</del>
		脳梗塞	狭心症	慢性腎	不全	高血圧	脂質 異常症	糖尿病	高血圧·脂質異常症·糖尿病		悪性 新生物	精神 疾患	筋• 骨疾患
		脳出血	心筋梗塞	(透析有)	(透析無)				の医療質合計と	の医療費合計と割合		,,	
北 九	25年度	2.8%	2.8%	3.5%	0.5%	5.8%	3.1%	4.9%	193億2,144万円	23.41%	12.88%	10.80%	8.89%
州市	28年度	2.5%	2.3%	3.0%	0.5%	4.7%	2.9%	5.1%	163億1,003万円	20.98%	14.67%	11.43%	8.99%
全国	00.F.#	2.2%	2.0%	5.4%	0.3%	4.8%	2.9%	5.4%		23.12%	14.20%	9.39%	8.45%
28年度 · 福岡県	2.3%	2.0%	3.0%	0.4%	4.6%	3.0%	4.8%		20.23%	14.14%	11.79%	8.90%	

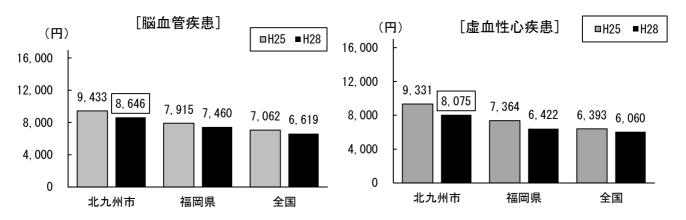
最大医療資源傷病名(調剤含む)による分類結果

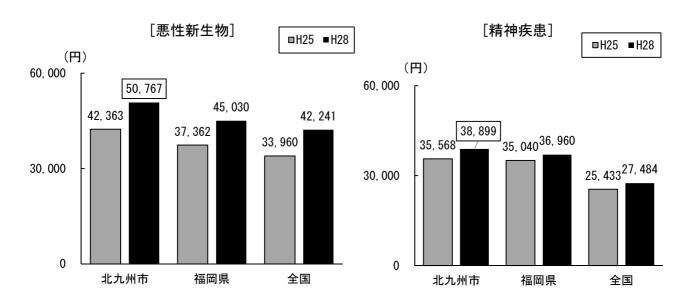
「最大医療資源傷病名」とは、レセプトに記載された傷病名のうち最も費用を要した傷病名

【出典】KDB (平成 25 年度、平成 28 年度)

※1脳血管疾患:最大医療資源傷病名が脳梗塞と脳出血とレセプトに記載されているものを集計 ※2虚血性心疾患:最大医療資源傷病名が狭心症と心筋梗塞とレセプトに記載されているものを集計

〔 図表2-33 疾患別にみた被保険者1人あたりの医療費 〕





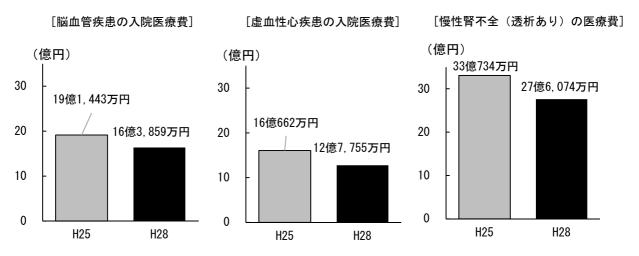
【出典】KDB (平成 25 年度、平成 28 年度)

#### イ 重症化した疾患の入院等医療費の推移

脳血管疾患・虚血性心疾患の入院医療費や慢性腎不全(透析あり)の医療費の総額はいずれも減少しています。

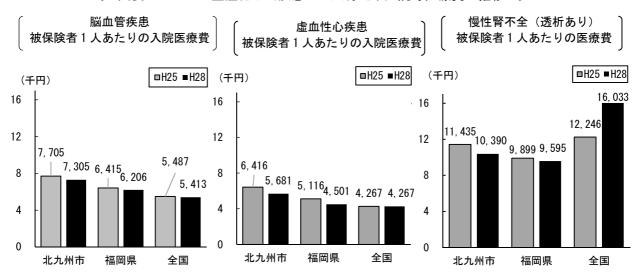
また、被保険者1人あたりの入院等医療費で見ると、平成25年度より平成28年度は減少していますが、全国や福岡県に比べると高くなっています(図表2-34、2-35)。

#### [ 図表2-34 重症化した疾患の入院等医療費の推移 ]



【出典】KDB (平成 25 年度、平成 28 年度)

#### 〔 図表2-35 重症化した疾患の1人あたり入院等医療費の推移 〕



【出典】KDB (平成 25 年度、平成 28 年度)

#### 6 介護の状況

#### (1) 第1号被保険者と第2号被保険者の要介護認定率

本市の第1号被保険者(65歳以上)の要介護認定率は、平成25年度の23.0%から平成28年度の25.8%と上昇しています。第2号被保険者(40~64歳)の要介護認定率は平成25年度0.51%から、平成28年度は0.47%と減少していますが、政令市平均より高い傾向にあり、今後も早期からの重症化予防に努めていく必要があります(図表2-36)。

#### □H25 ■ H28 [政令市平均] [北九州市] □H25 ■H28 30.0% 1.00% 30.0% 1.00% 25.8% 23.0% 23.0% 25.0% 0.80% 0.80% 20.6% 20.0% 20.0% 0. 51% **0. 47%** 0.60% 0.60% 15.0% 0.42% 0. 40% 0.40% 0.40% 10.0% 10.0% 0.20% 0.20% 5.0% 0.0% 0.00% 0.0% 0.00% 1号認定率 2号認定率 1号認定率 2号認定率

#### 〔 図表2-36 要介護認定率の変化 〕

【出典】KDB (平成 25 年度、28 年度)

#### (2) 要介護認定者の有病状況と医療費

国保加入者で要介護認定を受けている者の有病状況\*1(生活習慣病\*2有病者の割合)を見ると、全ての疾患で政令市平均、全国を上回っています(図表2-37)。

特に第2号被保険者(40~64歳)の有病状況を見ると、脳血管疾患\*3(脳出血、脳梗塞)が約6割を占めています。また、脳血管疾患の第一の危険因子である高血圧の有病状況も約7割を占めている状況です(図表2-38)。

要介護認定を受けている人の医療費は、受けていない人よりも、医科のレセプト1件あたりの医療費が74, 390円も高く、これは政令市平均よりも高い金額となっています(図表2-39)。

※1有病状況:レセプトの診断名より重複して計上 糖尿病は糖尿病の合併症(網膜症・神経障害・腎症)も含む

※2生活習慣病:糖尿病・高血圧・脂質異常症・高尿酸血症・脂肪肝・動脈硬化症・脳出血・脳梗塞・狭心症・心筋梗塞・

がん・筋骨格・精神 (KDB 集計要件より)

※3脳血管疾患:第2号被保険者のうち、脳出血と脳梗塞のレセプトを集計(KDB集計要件より)

〔 図表2-37 要介認定者の有病状況 〕

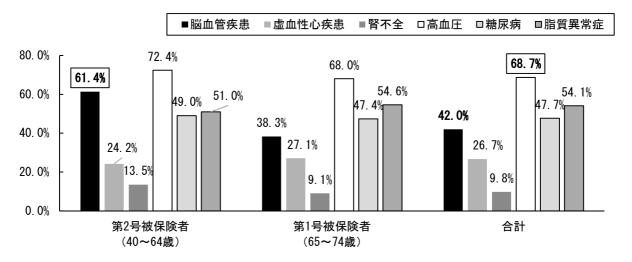
	北九州市	政令市平均	全国
糖尿病	23. 4	21. 5	22. 1
高血圧症	54. 5	48. 1	50. 9
脂質異常症	30. 9	29. 0	28. 4
心臓病※1	61.8	54. 7	58. 0
脳疾患 <sup>※2</sup>	25. 7	23. 2	25. 5
がん	11. 5	10. 6	10. 3
筋・骨格	55. 8	48. 1	50. 3
精神	35. 8	33. 5	35. 2

【出典】KDB (平成 28 年度)

※1心臓病:狭心症、慢性虚血性心疾患、心臓併発症を伴うリウマチ熱、リウマチ性僧房弁疾患、急性心膜症 他 (KDB 集計要件より)

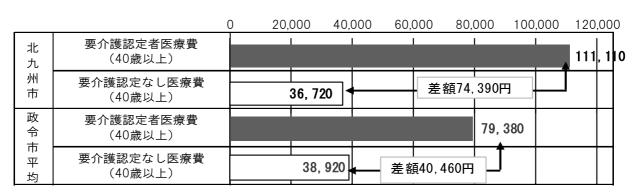
※2脳疾患:くも膜下出血、脳内出血、その他の非外傷性頭蓋内出血、くも膜下出血の続発・後遺症、脳梗塞、 脳動脈硬化(症)、その他の脳血管疾患 他(KDB集計要件より)

#### [ 図表2-38 被保険者の要介護者の有病状況 ]



【出典】KDB (平成 28 年度)

#### [ 図表2-39 要介護認定者と認定なしの者の医科レセプト1件あたりの医療費の比較 ]



【出典】KDB (平成 28 年度)

# 第3章 第一期データヘルス計画に係る評価と健康課題の明確化

#### 1 成果目標の評価

第一期データへルス計画では、特定健診の受診率や特定保健指導実施率の向上をはじめ として、高血圧、高コレステロール、高血糖の者の割合の減少等を短期目標に掲げました。 また、中長期目標としては、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症における入院医療 費等の伸びを抑制することを掲げ、保健事業に取り組んできました。

成果目標には達することができていませんが、特定健診受診率、脂質異常症や血糖コントロール不良者の割合は改善傾向にあります。また、脳血管疾患や虚血性心疾患の入院医療費、人工透析(糖尿病性腎症)による医療費も減少傾向にあります(図表3-1)。

٢	図表 3 — 1	笋一期デー	- 々へルス計画	成果目標と評価	٦
L		<del>Ул Х</del> Л /	ノ・ソルヘ 司 凹		

			経	過	改善状況	達成状況	目標
		<b>灰木口</b> 惊	H25	H28	<b>※</b> 1	<b>※</b> 2	(H29)
	特別	定健診受診率の向上	32. 5%	35. 8%	1	В	60%
	特別	定保健指導の実施率の向上	30. 3%	30. 0%	1	С	60%
短		诊受診者の高血圧症の者の割合減少 80mmHg/110mmHg 以上)	0. 90%	0. 92%	$\downarrow$	С	0. 65%
短期目標		诊受診者の脂質異常症の者の割合減少 LDLコレステロール 160mg/dl以上)	14. 21%	13. 93%	1	С	11. 9%
		诊受診者の血糖コントロール不良者の 合減少(HbA1c8.4%以上)	1. 17%	1. 13%	<b>↑</b>	С	0. 82%
	年間	間新規透析導入患者数の減少	102 人	114人	1	D	195 人 ※3
	八月	完医療費の伸び率の減少					
中長	脳血管疾患の入院医療費の減少 虚血性心疾患の入院医療費の減少 人工透析(糖尿病性腎症)による医 療費の減少		19.1億円	16.4億円	1	A	
期目			16.1億円	12.8億円	1	A	医療費 の減少
標			33.1億円	27.6億円	1	A	

※1改善状況: H25から H28が改善しているものは↑、悪化しているものは↓ (改善率±5%以上変動は太文字及び太枠)

※2達成状況: A (目標を達成した指標)、B (目標を達成していないが、H25からH28の改善率が5%以上改善した指標)、

C (H25 から H28 の改善率が 5%未満である指標)、D (H25 から H28 の改善率が 5%以上悪化した指標)

※3目標値195人:北九州市健康づくり推進プラン(平成25年策定)の目標値に合わせて設定

(北九州市国民健康保険加入以前に既に透析導入、治療していた者の数を含む)

平成 25 年度からの新規透析導入者には、他健保で既に透析導入されている方は含まない算定方法に変更

#### 2 保健事業の評価

第一期データへルス計画では、特定健診受診促進及び健診結果に基づく保健指導、関係機関との連携、地域での健康学習等、ハイリスクアプローチ\*1とポピュレーションアプローチ\*2の両輪で保健事業に取り組んできました。

各保健事業の評価は下の表の通りとなっています(図表3-2)。未受診者対策事業の効果として、ハガキでは約3割、電話では約5割の者が特定健診受診につながっています。

また、重症化予防事業の効果として、高血圧症では約7割、脂質異常症では約2割、高血糖では約4割、腎機能では約2割の者が次年度のデータが改善しています。平成27年度と平成28年度を比較すると、高血圧症と腎機能以外の割合は上昇しており、一定以上の効果はあったと言えます。

		Ĺ	凶表 3 - 2	1 保健事業	きの評価 」			
保健事業		H25	H26	H27	H28	効果 <sup>※3</sup>	評価**4	
未受診	受 診 受診勧奨後の 者 健診受診状況 対	ハガキ	24. 4%	26. 4%	27. 2%	29. 3%	1	В
者 対 策		電話	43. 4%	37. 8%	44. 2%	53. 3%	1	Α
_	<ul><li>比 非対象者における</li><li>予 保健指導実施後の</li><li>坊 次年度データの変化</li></ul>	高血圧症	73. 7%	73. 8%	71. 7%		1	Α
症化		脂質異常	22. 3%	18. 2%	19. 1%	#=1.4	1	В
防事		高血糖	34. 0%	30. 8%	40. 0%	集計中	1	В
未		腎機能	25. 7%	27. 3%	19.8%		ļ	C

「 図表3-2 保健事業の評価 〕

※1ハイリスクアプローチ:健康障害を引き起こす可能性のある集団の中から、より高いリスクをもっている人に対して働きかけ病気を予防すること

※2ポピュレーションアプローチ:対象を一部に限定せずに集団に働きかけ、集団全体がリスクを軽減したり病気を予防したりできるようにすること

※3効果:直近の年度と前年度を比較して、増加していれば↑、減少していれば↓

※4評価: H28の割合が50%以上はA、50%未満でも直近の年度と前年度を比較して増加していればB、減少していればC

## 3 健康課題の明確化

第2章のデータ分析から明らかとなった本市国保の健康課題について、健診・医療・介護の視点で整理しました。

	分析結果に基づく健康課題	健康課題解決の ための取組		
	①特定健診の受診率は年々増加しているものの、3~4割程度にとどまっている。			
	②特定健診の未受診者のうち、生活習慣病を治療中の者が全体の 39.3%を占めている。	特定健診の 受診率向上		
	③特定健診も生活習慣病の治療も受けていない者は全体の25.3% を占めている。			
健診	④継続受診者に比べ、新規受診者の受診勧奨判定値以上の割合は高く なっており、健診未受診及び生活習慣病未治療者の中に重症化予防の 対象者がいる可能性がある。			
	⑤特定保健指導実施率は30.0%にとどまっている。			
	⑥健診受診者の健診結果を見ると、メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合、収縮期血圧、中性脂肪、LDLコレステロール、 HbA1cにおいて全国平均よりも高くなっている。	特定保健指導の 実施率向上		
	⑦本市国保の医療費は、他の政令市と比較し、医療費全体に占める入 完(件数・費用)の割合が高くなっており、その結果1人あたりの医 療費も高くなっている。			
医	⑧脳血管疾患、虚血性心疾患の入院医療費は減少しているが、被保険者1人あたりで見ると全国平均や福岡県平均よりも高い。			
療	⑨脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症といった重症化した疾患 で治療中の者の多くは、危険因子である高血圧症、糖尿病、脂質異常 症等を有している。 重症化予防			
	⑩慢性腎不全(透析有)の新規患者数の割合が増加しており、その 8割以上の者が糖尿病の診断がある。	めの保健指導		
	①高齢化の進展に伴い、市全体の要介護認定率は上昇傾向にある。第 2号被保険者(40~64歳)の要介護認定率も政令市平均よりも高 くなっている。	健康学習の実施		
介護	⑩第2号被保険者のうち6割以上の者が脳血管疾患(脳出血、脳梗塞) を治療している。			
	③要介護認定者の医療費は認定のない者に比べ高くなっており、介護 費用と医療費が重複してかかっている。			

## 第4章 第二期データヘルス計画の成果目標と今後の取組

## 1 成果目標の設定

分析により明らかとなった健康課題解決のための目標を、短期・中長期に分けて設定 します。

	課題を解決するための成果目標	現状値	中間 評価値	最終 評価値
		H 28	H32	H 35
	特定健診受診率の向上	35. 8%	48. 0%	60.0%
	特定保健指導の実施率の向上	30.0%	45. 0%	60.0%
短期目標	健診受診者のうち高血圧症の者の割合減少 (180mmHg/110mmHg 以上)	0. 92%	0. 79%	0. 65%
<b>信</b>   	健診受診者のうち脂質異常症の者の割合減少 (LDLコレステロール 160mg/dl 以上)	13. 93%	12. 91%	11. 9%
	健診受診者のうち血糖コントロール不良者の割合 減少(HbA1c8.4%以上)	1. 13%	0. 98%	0. 82%
	脳血管疾患の入院医療費の減少	16.4億円		
中長期	虚血性心疾患の入院医療費の減少	12.8億円	H28 年度	H28 年度
中長期目標	人工透析(糖尿病性腎症)による医療費の減少	27.6億円	より減少し	より減少
年間新規透析患者数の割合の減少 <sup>※1</sup> (国保加入者 千人当たり)		0. 51		

<sup>※1</sup>年間新規透析患者割合の減少:第一期データヘルス計画では人数としていたが、第二期データヘルス計画では千人当たりとする(千人当たりとすることで、国保加入者の増減に左右されず、全国とも比較することができるため)

#### 2 保健事業の実施

保健事業の実施に当たっては、生活習慣病対策としての発症予防と重症化予防の推進、特定健康診査及びきめ細かい保健指導の実施、地域や保険者の特性に応じた事業運営に留意し、国保部門だけでなく、健康増進事業担当課や各区の地域保健担当部門等と連携して取り組むこととします。特に対象者への受診勧奨や保健指導は、個別アプローチを中心に取り組みます。

#### (1) 特定健診・特定保健指導に関連する保健事業

#### ア 特定健診・特定保健指導の実施(第三期特定健康診査等実施計画)

特定健康診査は、高確法に基づき、保険者に義務付けられた健診です。メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としています。

特定健診・特定保健指導の内容については、第6章「第三期特定健康診査等実施計画」で定めています。

#### イ 特定健診未受診者対策

40歳代、50歳代の若い世代への受診勧奨を優先して行い、年代や健診結果の有所見の数や程度に応じて勧奨方法を工夫します。

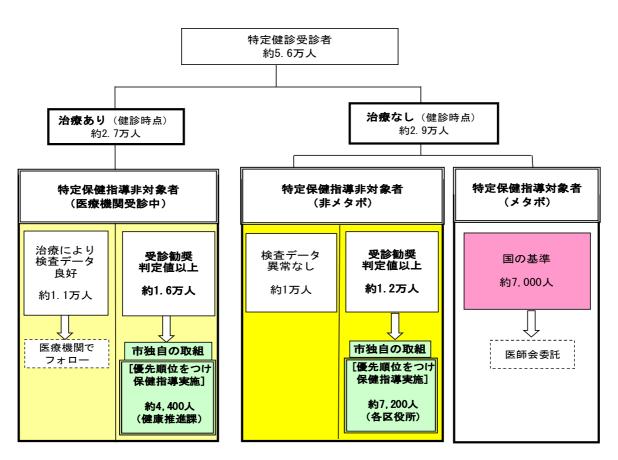
対象者	特定健診未受診者		
	①過去5年間、健診受診や生活習慣病に関する医療受診の確認がで		
	きない者		
	②生活習慣病等で医療機関を受診している者		
	③過去に特定保健指導の対象となった者、過去の特定健診で有所見		
	であった者		
	④当該年度8月、11月末までに受診が確認できない者		
実施方法及び	①専門職の訪問による受診勧奨 6月頃~12月頃(拡充)		
実施時期	②かかりつけ医を通じた個別受診勧奨 通年		
	③専門職の電話による受診勧奨 10月~3月頃		
	コールセンターでの受診勧奨 11 月~2 月頃		
	④受診勧奨ハガキの送付 11月・2月の年2回		

#### ウ 特定保健指導非対象者への保健指導

特定健診受診者のうち、特定保健指導に該当しない者(特定保健指導非対象者)についても、関係学会のガイドライン\*\*1等に基づき、特定健診の受診勧奨判定値以上の者から対象者を選定し、優先順位をつけながら保健指導を実施します。

対象者	特定保健指導非対象者で有所見者		
	①心房細動有所見		
	②高血圧(収縮期血圧 160mmHg 以上/拡張期血圧 100mmHg 以上)		
	③高血糖 (HbA1c6.5%以上)		
	④脂質異常症(LDL-C160mg/dl以上)		
	⑤腎機能低下(尿蛋白+以上、 e GFR60 未満)等		
実施方法	優先順位をつけながら、訪問、電話、文書等で保健指導を実施		
実施時期	通年		

[ 図表4-1 特定健診受診者の状況(平成28年度実績より) ]



【出典】保健指導支援ツール

※1関係学会のガイドライン: 脳卒中治療ガイドライン 2017、虚血性心疾患一次予防ガイドライン 糖尿病治療ガイドライン 2016、CKD 診療ガイド、高血圧治療ガイドライン 2014 動脈硬化性疾患予防ガイドライン 2017、メタボリックシンドロームの診断基準 等

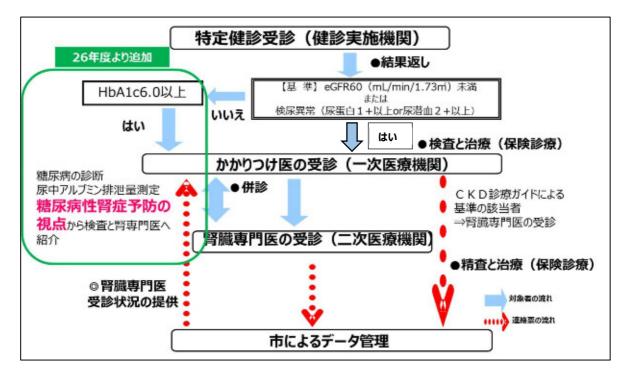
#### エ 北九州市 C K D (慢性腎臓病) 予防連携システムを活用した腎機能低下予防対策

人工透析は生活の質が低下させ、高額な医療費(約500~600万円/年)を必要とすることから、腎疾患の重症化を予防し、人工透析に至らないようにすることが重要です。

CKD予防連携システムを効果的に活用し、特定健診受診者から腎機能低下者を スクリーニングすることにより、適切な保健指導及び医療機関受診勧奨、治療継続 に向けての支援を実施していきます。

対象者	特定健診受診者で腎機能低下者		
実施方法	〈特定保健指導非対象者で腎機能低下者への保健指導〉		
	優先順位をつけながら、重度の者は訪問指導、中等度の者は電話指導を		
	実施		
	〈CKD 予防連携システム〉 図表 4-2 参照		
	システムの運用においては、かかりつけ医や腎臓専門医を構成員とする		
	意見交換会を年1回程度実施し、円滑な運用に向けて検討		
実施時期	通年		

[図表4-2 北九州市国民健康保険 CKD 予防連携システム]



#### 才 糖尿病性腎症重症化予防 (新規)

福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム\*1に基づいて、医療機関と連携のもと重症化予防のための保健指導及び受診勧奨を行うことで、糖尿病性腎症による新規透析導入の減少を目指します。

また、平成29年度には、医師会(かかりつけ医、眼科医、糖尿病専門医)や歯科医師会、薬剤師会、糖尿病療養指導士(CDE)の会、看護協会、栄養士会、日本糖尿病協会等を構成員とする「糖尿病重症化予防連携推進会議」を立ち上げ、「糖尿病連携手帳<sup>\*2</sup>」を活用した多職種連携による糖尿病重症化予防の取組について検討していきます(図表4-2)。

対象者	過去 5 年間の特定健診で HbA1c6. 5%以上になったことがある者		
実施方法	糖尿病管理台帳 <sup>※3</sup> を活用し、優先順位をつけながら、訪問を実施		
	①健診未受診かつ医療機関未受診の者		
	②健診未受診かつ治療中断者		
	③治療中で血糖コントロール不良及び腎機能低下がみられる者		
実施時期	通年		

#### [図表4-3 「糖尿病連携手帳」を活用した多職種連携による糖尿病重症化予防の取組イメージ]

#### 行政 (保険者) かかりつけ医 ★血糖管理・定期的な検査 ★生活改善のための保健指導 ★特定健診受診促進対策 ★眼科・歯科への受診勧奨 ★健診・医療未受診者への受診勧奨 ★必要に応じ専門医紹介 かかりつけ眼科医 かかりつけ歯科医 ORGERES QUERERIES ★定期的な網膜病変の確認 ★定期的な歯科疾患の確認 ★新規糖尿病患者·治療中断 ★新規糖尿病患者·治療中断 者の発見及び受診勧奨 者の発見及び受診勧奨 糖尿病連携手帳 患者 保健師·管理栄養士·看 かかりつけ薬局 護師・ケアマネージャー 糖尿病療養指導士(CDE) ★服薬管理·把握 ★治療中断者の発見・受診勧奨 ★生活改善のための保健指導 ★眼科・歯科への受診確認、受診勧奨 糖尿病専門医 ★教育入院・合併症の評価 ★精査・治療方針の決定

※1福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム:日本医師会、日本糖尿病対策推進会議及び厚生労働省における「糖尿病性

腎症重症化予防に係る連携協定」に基づき制定された「糖尿病性腎症重症化

予防プログラム」を参考に、福岡県で策定したプログラム

※2糖尿病連携手帳:日本糖尿病協会が編纂し、糖尿病の重症化予防、地域連携の支援等を目的とした手帳 ※3糖尿病管理台帳:特定健診受診者のうち、過去一度でも HbA1c が 6.5%以上となったことがある者の台帳

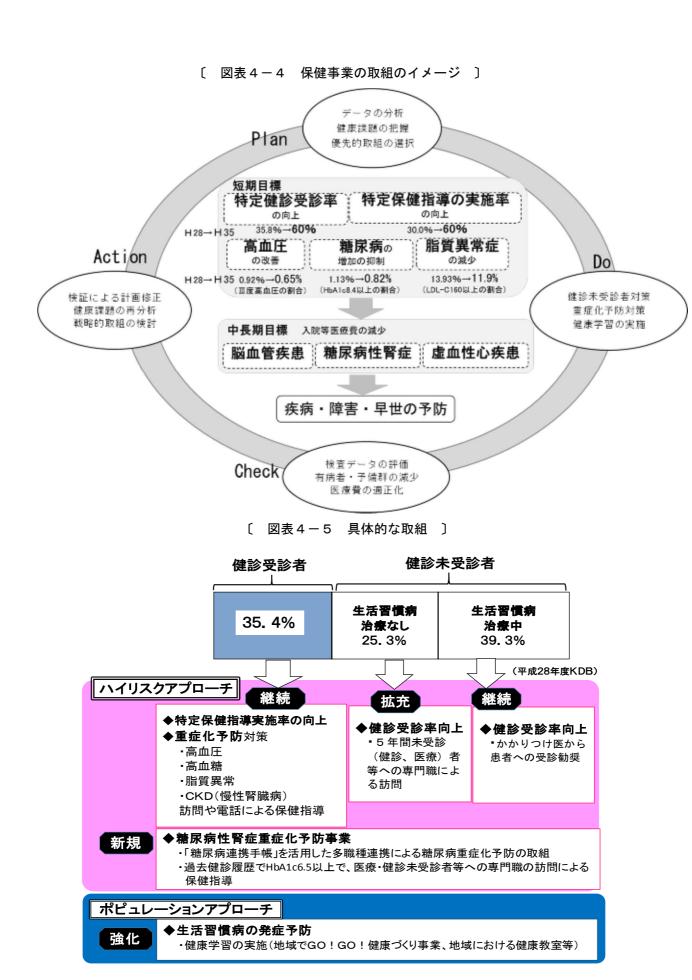
#### (2)健康学習の実施(生活習慣病の一次予防に重点を置いた取組)

特定健診の対象者に限らず、妊婦・子ども・成人全てのライフステージでの生活習慣病予防につながる健康学習(例えば、からだのメカニズムと食事の関係や自宅での血圧測定の重要性、禁煙について等)を市民に身近な地域で実施します。

健康学習は地域の健康意識の向上のためのポピュレーションアプローチとして重要であり、強化して取り組んでいきます。

対象者	市民
実施方法	市民センターを拠点とした健康づくり事業(地域でGO!GO!健康づ
	くり)※1、食を通じた生活習慣病予防事業、その他健康教育・イベン
	ト・広報誌掲載等の機会を利用する。
実施時期	通年

※1市民センターを拠点とした健康づくり事業(地域でGo!GO!健康づくり):市民センターを拠点として、市民が主体となった話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会、健康づくり推進員の会、食生活改善推進協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政(保健師等)などの連携により行う事業(第二次北九州市健康づくり推進プランより)



#### (3) その他の保健事業

#### ア 個人インセンティブ (健康マイレージ事業)

自身の健康状態や健康づくりに関心を持ってもらい、積極的にからだとこころの健康づくりに取り組んでもらうため、40歳以上の市民を対象とした健康マイレージ事業を実施します。

対象者	40歳以上の市民
実施方法	健康づくりに関する講演会や運動教室等に参加した者に対し、1 事業につ
	き1枚のマイレージシールを配布。応募期間内に必要ポイント数を集めた
	者は、特定健診やがん検診等の健康診査を受診していることを条件に、景
	品の申し込みが可能。申込者全員に健康づくりに関連する景品を贈る。
実施時期	10 月~3 月(応募期間)



#### イ がん検診

がんを早期発見し、がんによる死亡者数を減少させるため、企業や保険者団体とも連携し、がん検診の受診促進に取り組みます。

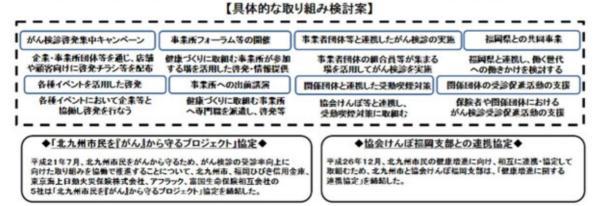
対象者	対象年齢に達した市民			
実施方法	〈がん検診の実施について〉			
	集団検診と個別医	療機関での検診を実	施	
	健診の種類	対象者	内容	
	胃がん検診	35 歳以上	胃部エックス線検査	
	日がが快砂	50 歳以上	胃内視鏡検査も選択可能	
	大腸がん検診	40 歳以上	便の潜血反応	
	肺がん検診	40 歳以上	胸部エックス線検査	
	子宮頸がん検診	20 歳以上の女性	視診・細胞診・内診	
	乳がん検診	40 歳以上の女性	マンモグラフィ検査	
	前立腺がん検診	50 歳以上の男性	PSA検査(血液検査)	
	  〈がん検診の受診仮	建について(市民を	がんから守るプロジェクト	)>
	ア 子宮頸がん検診(20歳対象)・乳がん検診(40歳対象)の無料クーポン		<b>フーポンを</b>	
	配布			
	イ 協会けんぽとのセット検診の実施			
	ウ がん予防に係る企業等との連携			
実施時期	通年			

### 企業等と連携した「がん予防プロジェクト」

「飲酒や喫煙などの健康課題が多く、健康づくり活動へのアクセスが困難である働く世代を主な対象として、企業等と連携した「がん予防プロジェクト」を推進する。



がん、生活習慣病等の健康知識(食生活、喫煙、飲酒等)の周知・検診受診の啓発



#### ウ 歯周疾患 (病) 健診

口腔内の異常や歯科疾患の有無を早期に発見し、適切な指導をするために、節目年齢の者を対象に歯と歯ぐきの検診(歯周病検診)を実施します。

対象者	40歳・50歳・60歳・70歳の市民		
実施方法	対象者へ、誕生月の末日頃に、歯周病検診の受診券を送付。歯周病検診を		
	実施している歯科医療機関を 1,000 円で受診することが可能。		
実施時期	通年		



#### エ その他の保健事業

喫煙対策	受動 喫煙 防止対策 事業・たば こ対策 進事業	COPDの発症予防のためにも禁煙は重要なため、健康増進法第 25 条に基づく受動喫煙防止対策を推進し、喫煙率の低下、不特定多数の市民が集まる公共の場所における受動喫煙の機会の減少を目指します。禁煙支援として禁煙外来や卒煙サポート薬局を紹介する「禁煙支援施設ガイドブック」を活用して、禁煙希望者の禁煙を促します。
改善食生活	食 を 通 した 生活 習慣病予防	正しい栄養知識の普及と生活習慣病予防のための食生活改善を目的に、講演会や個別相談、体験型の教室等を行うことで、 市民の自主的・継続的な食生活改善を図ります。

(仮称) 第二次北九州市健康づくり推進プランより一部抜粋

## オ 国保以外の部署で実施する保健事業の指標

			·=
	指標	現状(H28)	目標 (H34)
		胃がん 2.7% [4.0%]	10. 0%
	■北九州市が実施するがん検診の 受診率の向上	肺がん 3.3% [4.8%]	10. 0%
がん検診	受診率の向工   ※参考:[ ]内は、国指標である   40歳(子宮頸がんは20歳)~69歳	大腸がん 7.1% [8.7%]	12. 0%
lib	の受診率	乳がん 14.3% [28.0%]	22. 0%
		子宮頸がん 20.1% [35.5%]	33. 0%
歯科検診	■歯科検診の受診率の向上	40歳・50歳・60歳・70歳 検診の合計 4.5%	10. 0%
		男性 27.9%	22. 0%
n±n	■喫煙者の割合の減少	女性 8.1%	7. 0%
喫煙対策	■受動喫煙の機会を有する者の割合の	家庭 14.1%	13. 0%
策	低下(20 歳以上)	飲食店 29.9%	15. 0%
	■慢性閉塞性肺疾患(COPD)の 認知度の向上	19. 8%	55. 0%
		20~60 歳代男性の肥満者の 割合 (BMI: 25 以上) 25.3%	22. 0%
栄養・	■適正体重を維持している者の増加 (肥満、やせの者の割合の減少)	40~60 歳代女性の肥満者の 割合 (BMI: 25 以上) 16.5%	16. 0%
• 食 生 活		20 歳代女性のやせの者の割 合 (BMI:18.5未満) 21.4%	15. 0%
	■主食・主菜・副菜を組み合わせた バランスのよい夕食を摂取する者の 割合の増加	20歳以上の男女の合計 67.4%	74. 0%

(仮称) 第二次北九州市健康づくり推進プランより一部抜粋

## 第5章 医療費適正化に係る現状と取組

#### 1 医療費適正化に係る現状

#### (1) ジェネリック医薬品の使用状況

国はジェネリック医薬品の数量シェアを平成29年度に70%以上、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とすることを目標としています。

平成28年度末の本市国保のジェネリック医薬品の使用割合は67.1%であり、国の目標には達しておらず、全国平均の68.6%をやや下回っています。

本市では、被保険者の自己負担及び国保の費用負担を軽減するために、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の削減効果が高いと見込まれる者へ、ハガキによる個別通知を行い、ジェネリック医薬品の利用促進に努めています。

#### (2) 診療報酬明細書(レセプト)点検の状況

保険医療機関から請求された診療報酬明細書(レセプト)については、被保険者の資格の有無等を確認する資格点検及び傷病名に対する診療内容の妥当性等を確認する内容点検を行っています。

資格点検については各区で行い、内容点検については本庁にレセプト点検専門の嘱託職員10名を配置し実施しており、平成28年度は、点検件数34,955件、347,723千円の効果をあげています。

#### (3) 第三者行為求償事務

本市では、第三者行為求償事務を行うために、各区及び3名の専任嘱託職員を配置 し求償事務を行っており、平成28年度は求償件数4,400件、188,192 千円の効果をあげています。

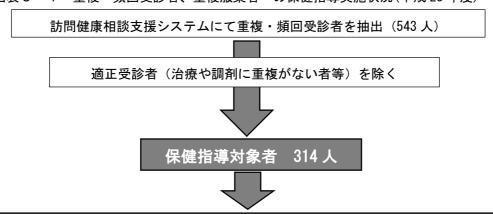
#### (4) 重複・頻回受診者、重複服薬者への保健指導

健康の保持増進や医療費適正化のためには医療機関への適正な受診や、適切な服薬が必要です。本市では、医療機関への重複受診者\*\*1、頻回受診者\*\*2、重複服薬者\*\*3に対し、健康に対する自覚と認識を深めて健康の保持増進を図ることを目的とした保健指導を実施しています。

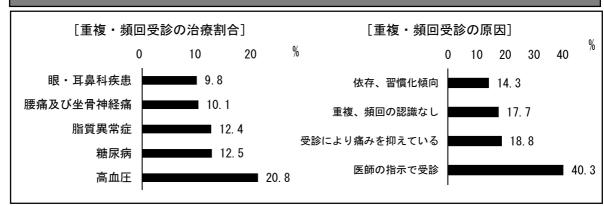
訪問健康相談支援システム\*\*4にて抽出した平成28年度の重複・頻回受診者は543人でした。そのうち、専門別や治療別受診等の適正受診者を除いた数は、重複・頻回受診者と重複服薬受診者合わせて314人となっています(図表5-1)。

訪問指導を実施した307人の治療割合を見ると、高血圧や糖尿病、脂質異常症といった生活習慣病に関する治療者が多くなっています。また、重複や頻回に受診する原因については、「重複、頻回の認識なし」や「依存、習慣化傾向」という理由が32%を占めており、適正受診に関する指導を行いました。

#### [ 図表5-1 重複・頻回受診者、重複服薬者への保健指導実施状況(平成28年度)]



#### 保健指導実施者数 307 人 (97.8%)



- ※1重複受診者:同一月内に同一の傷病で、2箇所以上の医療機関を外来受診している者
- ※2頻回受診者:同一月内に同一診療科目を15日以上外来受診している者
- ※3重複服薬者:複数の医療機関または診療科より、同一の薬効の薬剤の処方を受けている者

※4のシステムで抽出した重複・頻回受診者の中から、複数の医療機関または診療科より、同一の薬効の

薬剤の処方を受けている者を対象としている

※4訪問健康相談支援システム:福岡県国保連合会より提供されているシステム

(資格喪失者・悪性新生物・精神疾患・人工透析を除外)

平成 31 年度から重複服薬者の抽出機能を追加予定

#### 2 医療費適正化の取組

#### (1) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の削減効果が高いと見込まれる者に 「利用案内通知」を送付し、ジェネリック医薬品の利用促進を図ることで、被保険者 の自己負担及び国民健康保険の費用負担の軽減を図ります。

対象者	ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の削減効果が高いと見込まれ
	る被保険者
実施方法	ハガキによる個別通知
実施時期	通年

#### (2) 診療報酬明細書(レセプト)点検

保険医療機関から請求された診療報酬明細書(レセプト)については、被保険者の資格の有無等を確認する資格点検及び傷病名に対する診療内容の妥当性等を確認する内容点検を行い、医療費の適正化を図る。

実施方法	・資格点検
	被保険者資格の有無等確認し、過誤処理又は返還請求を行う。
	・内容点検
	傷病名に対する診療内容の妥当性、調剤報酬明細書との照合、診療報酬点
	数表との突合等、レセプトの記載内容について点検確認を行い、再審査申
	立を行う。
実施時期	通年

#### (3) 第三者行為求償事務

第三者(加害者)からの行為によって生じた傷病で保険給付を行ったものについて、実態の把握に努め、代位取得した損害賠償請求権により第三者に求償を行う。

実施方法	傷病原因の把握→傷病届出の勧奨→届出書類の受理→調査→損害賠償請求
実施時期	通年

#### (4) 重複・頻回受診者、重複服薬者への保健指導

レセプト等の情報を活用して、同一疾患で複数の医療機関を重複して受診している 者及び同一疾患で同一月に頻回に医療機関を受診している者に対し、保健師等の専門職 による個別訪問を行い、適切な受診指導や生活・健康上の不安解決のための保健指導を 行います。

中長期目標	医療費の伸び率の抑制
	重複:同一疾患に対し同一月に受診する医療機関数の減少
短期目標	頻回:同一疾患に対し同一月に受診する回数の減少
	重複服薬:同一の薬効の薬剤の投与を受けている者の減少
	重複:数か月以上連続して、同一月内に同一の疾患で、2 箇所以上の
	医療機関を外来受診している者
対象者	頻回:数か月以上連続して、同一月内に同一診療科目を 15 日以上
<b>对</b> 然但	外来受診している者
	重複服薬:複数の医療機関または診療科より、同一の薬効の薬剤の処方
	を受けている者
	福岡県訪問健康相談支援システムにより対象者を抽出し、保健師等による
	訪問指導を実施。
実施方法	ア 重複・頻回の 65 歳以上の者:福岡県国民健康保険団体連合会へ
大旭刀丛	委託実施
	イ 重複・頻回の 65 歳未満の者:本庁保健師が実施
	ウ 重複服薬の者:本庁保健師が実施
実施時期	8月~1月頃
	ア 同一疾患に対し同一月に受診する医療機関数
   評価方法	イ 同一疾患に対し同一月に受診する回数
可巡り込	ウ 同一の薬効の薬剤の投与を受けている者の減少
	エ 訪問前後3か月での医療費比較

#### (5) 医療費通知事業

国民健康保険加入者に健康や医療についての関心を高めてもらう事を目的として、2 か月に1回各世帯宛てに「医療費通知」を送付しています。医療費通知の内容を参考に、 医療費負担の仕組みに理解を深めてもらい、国民健康保険の健全な運営を目指します。

対象者	国民健康保険被保険者で医療機関に受診した者
実施方法	各世帯への通知
実施時期	通年(2 か月に1回)

## 3 医療費適正化の成果目標

項目	指標	現状(H28)	目標(H35)
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品の使 用割合の向上	68.6% (H29.3月)	80.0%
診療報酬明細書 (レセプト) 点検	内容点検効果率の向上	0. 15%	0. 20%
第三者行為求償	被害届受理日までの平均日数の減(日)	123 日	100 日
重複・頻回受診者、 重複服薬者への保健 指導	重複・頻回、重複服薬の 対象となる受診者への指 導実施率	97.8% (314 人)	対象者への指導 100%

## 第6章 第三期特定健康診査等実施計画

本計画は、国の定める特定健康診査等基本指針に基づく計画であり、制度創設の趣旨、国の健康づくり施策の方向性、第二期特定健康診査等実施計画の評価を踏まえ作成するものです。

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものです。高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)に基づき、保険者(高確法第7条第2項に規定する保険者をいう。以下同じ)は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査を実施し、その結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を行うこととされています。

特定健康診査・特定保健指導の実施については、保健事業の一つであることから、第二期 データヘルス計画に包含し第6章としますが、法定計画であることから、データヘルス計画 とは分離し公表できる計画といたします。

また、第三期の計画期間は平成30年度から平成35年度の6年間としますが、計画期間の中間年度である平成32年度の実績をもって評価・見直しを行っていきます。

#### 1 目標の設定

#### (1) 実施に関する目標

特定健診受診率の各年度の目標値は平成35年度の最終目標値を国基本指針の目標と し、下記の通り設定します。

#### [ 図表6-1 特定健診受診率の目標値 ]

	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	国目標
市目標	40.0%	44.0%	48. 0%	52.0%	56.0%	60.0%	60%

#### 〔 図表6-2 特定保健指導実施率の目標値 〕

	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
市目標	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%

国目標 60%

#### (2) 成果に関する目標

[ 図表6-3 特定保健指導対象者の減少率の目標(平成20年度比)

	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
市目標	15%	17%	19%	21%	23%	25%

国目標 25%

#### 2 対象者の見込み

特定健診対象者とは、各実施年度中に40~74歳となる国保被保険者で、かつ当該 実施年度の一年間を通じて加入している者のうち、妊産婦等除外規定の該当者を除いた 者となります。

市国保では、当該年度75歳到達者については誕生日前日まで、当該年度途中に市国 保に加入し、前加入保険者にて特定健診を受診していない者については、本人より依頼 のあった場合に法定健診外として特定健診を実施します。

特定保健指導対象者については、特定健診の結果、腹囲のほか、血圧、血糖、脂質が所定の値を上回る者とし、高血圧症、糖尿病又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者は除きます。

〔 図表6-4 対象者数(推定) 〕

	H30	H31	H32	H33	H34	H35
特定健診						
対象者数	148, 000 人	147, 000 人	146, 000 人	145, 000 人	144,000 人	143,000 人
<b>※</b> 1						
特定健診						
受診者数	59, 200 人	64, 680 人	70, 080 人	75, 400 人	80, 640 人	85, 800 人
<b>※</b> 2						
特定保健						
指導対象	7, 343 人	8, 217 人	9, 117 人	10, 043 人	10, 995 人	11, 972 人
者数※3						

<sup>※1</sup>平成20年度以降の各年度の対象者の推移から推計(法定報告数)

#### 3 特定健診の実施

#### (1) 実施形態

北九州市医師会に登録した特定健診実施機関が実施することとし、北九州市医師会が実施機関の取りまとめを行います。

<sup>※2</sup>該当年度の特定健診対象者数(推計)に特定健診実施率(目標値)を乗じた数

<sup>※3</sup>各年度の特定健診対象者数、特定健診受診者数を上記とした場合の特定保健指導対象者の減少率の目標率で算出される数

#### (2) 特定健診委託基準

高確法第28条及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)第16条第1項に基づき、具体的に委託できる者の基準については、厚生労働大臣の告示において定められているとおりです。

#### (3) 委託契約の方法、契約書の様式

北九州市医師会と北九州市が契約を行います。委託の範囲は、問診、身体計測、採血、 検尿、結果通知、健診結果の報告です。契約書の様式については、国の様式及び北九州 市技術監理局契約制度課の委託契約書ひな型に準じ作成します。

#### 北九州 福岡 健 北 診 九州市医師 各区医師 .県国民健康保険団体連合会 特定健診等データ管理システム 市国民健康保険 支払い 支払い 委託 保健指導実施機関 取りまとめ 取りまとめ 支払い 会 会

〔 図表6-5 関係機関の関係図 〕

#### (4) 健診実施機関リスト

特定健診実施機関については、北九州市のホームページに掲載しています。 http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file\_0080.html

#### (5) 健診委託単価、自己負担額

健診委託単価については、毎年度、契約手続きを経て金額を決定するものとします。 また受診者の自己負担額については無料です。

#### (6) 健診項目

実施基準第1条第1項1号から9号で定められた項目と本市独自の項目とします。

#### ア 基本的な健診の項目

#### (ア) 診察

質問項目、身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)、理学的検査(身体診察)、血圧 測定

#### (イ) 脂質検査

中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又は non-HDLコレステロール

#### (ウ) 肝機能検査

 $AST (GOT), ALT (GPT), \gamma - GTP$ 

#### (工) 代謝系

血糖(空腹または随時)、HbA1c検査(NGSP値)、尿糖

#### (才) 尿・腎機能

尿蛋白

#### イ 特定健診の詳細な健診の項目(「実施基準」第1条第1項10号)

実施基準に該当する者のうち、医師の診断に基づき、実施します。

- (ア) 心電図検査
- (イ) 眼底検査
- (ウ) 貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)
- (エ) 血清クレアチニン検査

#### ウ その他の健診項目

北九州市の健康課題の実情を踏まえ、独自検査項目(尿潜血・血清尿酸・血清クレアチニン(詳細検査対象者以外))を追加し実施します。

#### (7) 健診の実施形態

集団方式及び個別方式にて実施します。

集団方式:市民センターや区役所等及び健診フェア等のイベント

個別方式:北九州市医師会に実施機関として登録した医療機関及び健診機関

集団方式においては、健康増進法に基づくがん検診と同時受診ができるようにするとともに、個別方式においても別途がん検診実施の登録をした医療機関については、 がん検診も合わせて受診できる体制をとることとします。

#### (8) 健診の案内方法

毎年度当初の被保険者資格を確認した後、毎年5月中旬までに特定健診受診券を発行し、個別に郵送します。ホームページ及び広報誌、ポスターやチラシ、イベント等での受診勧奨グッズ配布等による広報を実施するとともに、健康づくり推進員の会や食生活改善推進員協議会等の協力により広報を実施します。

また当該年度中の健診未受診者については、全員に受診案内ハガキを送付するとともに、過去の健診履歴等よりコールセンター、専門職による訪問や電話による受診勧奨も実施します。医療機関受診中の者については、医療機関の協力を得て受診勧奨を行う等、対象に応じて取り組みます。

#### 〔 図表6-6 受診券見本 〕





#### (9) 結果の通知

個別健診においては、特定健診実施日より原則2週間以内に健診実施医療機関より対象者へ個別に結果を通知します。集団健診においては、健康教室の場で結果を通知します。受診者の都合により2週間以内に結果の通知ができなかった場合には、1か月以内に健診実施機関より本人宛てに郵送通知することとします。

結果通知の際には健診結果の見方を説明するとともに、医療受診が必要な者については、受診勧奨を行います。

#### (10) 年間実施スケジュール

- 4月 委託契約
- 4月 5月末日までに75歳に到達する者に対し受診券送付、個別方式健診開始、 その他の対象者への受診券発送準備(法定対象者)
- 5月 受診券送付、集団方式健診開始
- 5月~翌年3月 特定保健指導実施
- 5月~翌年4月 月每、年間実績確認
- 7月~翌年3月 未受診者対策実施
- 10月 実績報告(システム登録により国保連へ提出)
- 3月 一部75歳到達者用受診券発送準備

#### (11) 事業健診等の健診受診者のデータ収集方法

特定健診は本人が定期的に自らの健診データを把握するとともに、生活習慣を意識 し、改善に取り組む端緒となることが期待されることから、治療中であっても特定健 診を受診するよう、かかりつけ医から本人へ健診の受診勧奨を行うことも重要です。

その上で、かかりつけ医と保険者との連携や、受診者の負担、社会的なコストを軽減させる観点から本人の依頼があれば、保険者が診療における検査データの提供を受け、特定健診のデータとして円滑に活用できるよう、一定のルールの整備に取り組みます。

#### 4 特定保健指導の実施

特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導の対象者を選定するための階層化及び特定保健指導として行う積極的支援及び動機付け支援については、高確法第24条の厚生 労働省令で定められた方法で実施します。

なお、国の特定保健指導の運用の見直しにより2年連続して積極的支援に該当した者のうち、2年目の状態が改善している者に対して動機付け相当の保健指導の実施が可能となりましたが、本市においては、継続した検査値改善のための支援、対象者の選定、通知方法の課題から引き続き積極的支援の内容で支援を行うものとします。また、積極的支援対象者に対する柔軟な運用による特定保健指導のモデル実施(行動計画の策定・実績評価、喫煙者への禁煙指導を行い、3か月以上の保健指導により腹囲・体重の値が一定以上改善すれば、180ポイントの実施量を満たさなくても特定保健指導とみなす)についても同様の理由により本市においては導入しないこととします。積極的支援の実施方法に係る上記運用の見直しについては、体制が整った段階で実施の有無について検討をしていきます。

また個別健診においては、健診当日に一部の健診結果データから特定保健指導該当と 見込まれる方に対して、初回面接の分割実施を可能とします。特定保健指導の初回面接 から継続支援及び評価の実施については、対象者との信頼関係や利便性、個人情報の管 理の観点等から、管理体制等が整うまで同一機関が実施するものとします。

#### (1) 対象者

特定保健指導のための階層化結果で積極的支援及び動機付け支援に該当した者とします。

腹囲	追加リスク	   ④喫煙歴	対象				
	①血糖 ②脂質 ③血圧	4 突炷燈	40-64 歳	65-74 歳			
≥85 cm (男性)	2つ以上該当		積極的支援	動機付け 支援			
≧80 cm (安性)		あり	付他的人孩				
= 30 (III (女庄)		なし		又1友			
	3つ該当		積極的支援 積極的支援				
上記以外で	2 つ該当	あり	1月1型17人1发	動機付け			
BM I ≧25		なし		支援			
	1つ該当						
ᆂᇫᅅᄵᅼᄤᅼᆂᅟᄜᅡᄝᄱᇫᆈ	六 18時1年度の七年1-88174-1・- しょ	***** ** **					

〔 図表6-7 階層化基準 〕

※服薬中の者は医療機関において継続的な医学管理の一環として行われることが適当であるため特定保健指導の対象としない 【出典】標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】

<sup>※</sup>喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する

#### (2) 実施形態及び利用券の発行

特定健診結果に基づいた特定保健指導の対象者の選定及び指導については、利用者の利便性を考慮し、北九州市医師会に特定健診と合わせ一括委託し実施します。

特定健診実施から特定保健指導までを一括して北九州市医師会に委託することで、 健診結果返し時の特定保健指導の実施を可能にします。よって、特定保健指導の対象 者への利用券の発行は実施しないものとします。

#### (3) 特定保健指導委託単価及び自己負担額

特定保健指導委託単価については、毎年度、契約手続きを経て金額を決定するものとします。また受診者の自己負担額については無料です。

#### (4) 実施者

医師、保健師、管理栄養士及び一定の保健指導の実務経験のある看護師が実施する ものとします。

#### (5) 実施内容

#### ア 動機付け支援

原則1回、3か月以上の支援です。初回面接は1人20分以上の個別支援又は1グループおおむね80分のグループ支援(1グループおおむね8名以下)を実施します。ただし健診当日に初回面接の一部分を分割実施した場合、残りの分割部分については、専門職による電話等の支援を可能とします。

生活習慣と健診結果等の関係の理解や生活習慣の振り返り等から生活習慣改善の必要性を説明するとともに、栄養、運動等の実践的な指導を行い、対象者とともに行動目標・行動計画を設定します。保健指導の実施においては、効果的・効率的な支援を行うため対象者に応じた学習教材等を活用します。

3か月経過後に設定した個人の行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣の改善状況について、電話等により評価を行います。

#### イ 積極的支援

3か月以上の継続的な支援を実施します。支援方法、内容については動機付け支援と同様としますが、継続的に支援するものとし、支援内容についてはポイント制とします。支援A(積極的関与) 160ポイント以上、支援B(励まし)の合計が 180ポイント以上の支援が必要です。継続的な支援方法は、面接に加え、電話や e-mail 等対象者に合わせた方法とします。

〔 図表6-8 積極的支援の支援ポイント 〕

支援形態	基本的なポ	イント数	最低限の	ポイントの上限等
又抜形忠	時間等	ポイント	介入量	ハイ フトの工阪寺
個別支援 A	5分	20	10分	1回30分以上実施した場合でも120ポイント までのカウント
個別支援 B	5分	10	5分	1 回 10 分以上実施した場合でも 20 ポイント までのカウント
グループ支援	10分	10	40 分	1 回 120 分以上実施した場合でも 120 ポイン トまでのカウント
電話 A	5分	15	5分	1 回 20 分以上実施した場合でも 60 ポイント までのカウント
電話 B	5分	10	5分	1 回 10 分以上実施した場合でも 20 ポイント までのカウント
e-mail A	1 往復	40	1 往復	e-mail、FAX、手紙等
e-mail B	1 往復	5	1 往復	e-mail、FAX、手紙等

【出典】標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】より

#### 5 特定健診・特定保健指導の結果の報告と保存

#### (1) 特定健診・特定保健指導のデータの形式

北九州市医師会は、各実施機関の提出したデータを取りまとめ、北九州市特定健診・ 特定保健指導実施要領に規定したデータ形式で北九州市に報告します。

受領したデータファイルは、国保連が管理する特定健診等データ管理システム及び 北九州市が保有する特定健診等データ分析システムに登録し、管理・保管します。特定 保健指導の実績報告については、特定健診等データ管理システムへのデータ登録によ り行います。

#### (2) 特定健診・特定保健指導の記録の管理・保存期間について

特定健康診査・特定保健指導の記録の保存義務期間は、記録の作成日から5年とします。

実施機関から提出されたデータ (CD-R等) は鍵付きキャビネットに保管するとともに、5年間を経過したものは破棄します。データ管理責任者は保健福祉局健康推進課長とします。

#### (3) 特定健康診査等データの情報の提供及び照会

特定健康診査及び特定保健指導は、保険者が共通に取り組む法定義務の保健事業です。このため、加入者が加入する保険者が変わっても、保険者において過去の健診結果等を活用して継続して適切に特定健康診査及び特定保健指導を実施できるよう、高確法第27条第1項及び実施基準第13条の規定により、保険者(以下「現保険者」という。)は、加入者が加入していた保険者(以下「旧保険者」という。)に対し、当該加入者の特定健診等データ提供を求めることができること、当該記録の写しの提供を求め

られた旧保険者は、当該加入者の同意を得て、現保険者に記録の写しを提供しなければならないこととされています。

北九州市では、「現保険者」より特定健診等のデータ提供を求められた場合は、当該加入者の同意を得て、記録の写しを特定健診等データ分析システムにより紙媒体にて提供するものとします。

#### 6 個人情報保護対策

特定健康診査等の実施においては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づくガイドライン等に定める役員・職員の義務(データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業者の監督、委託先の監督)等について周知徹底をするとともに、「北九州市個人情報保護条例によるセキュリティに関する規定」についても周知徹底を図り、個人情報の漏洩防止に細心の注意を払うものとします。

#### 7 結果の報告

社会保険診療報酬支払基金への実績報告を行う際には、国の指定する標準的な様式に 基づいて報告するよう、大臣告示(平成20年厚生労働省告示第380号)及び通知で定 められています。

実績報告については、特定健診等データ管理システムへの登録後、システム内にて実績報告用データを作成し、国保連を通じ実績報告を行うものとします。報告のスケジュールの詳細については、毎年度の国保連の通知によるものとします。

#### 8 特定健康診査等実施計画の公表・周知

特定健康診査等実施計画は、本市のホームページへ掲載するほか、特定健診等を実施する趣旨について市の広報誌に掲載する等、内容の普及啓発に努めることとします。

#### 9 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

1(1)で掲げた実施に関する評価目標について、目標値の達成状況及びその経年変化等について毎年度評価するとともに、他政令市の状況等も情報収集を行います。

また、課題の分析、他都市の好事例の情報収集等を行い、目標達成に向け見直しを行っていきます。

## 第7章 地域包括ケアに係る取組

「地域包括ケアシステム」とは、「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいが一体的に提供される仕組み」のことをいいます。

本市においても、地域包括ケアシステムの構築及び強化が進められていますが、当市国保保健事業を推進するにあたり、地域包括ケアの視点も重視し、各区役所、保健衛生部門、高齢介護・地域包括ケア推進担当部門、後期高齢者医療担当部門等の関係各課及び、地域における関係機関・団体等と連携していきます。

#### 地域包括ケア推進の取組

①地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・福祉・住まい等部局横断的な議論の場への国 保部局の参画

(認知症支援・介護予防センター、地域福祉推進課等との連携)

②地域包括ケアに資する地域のネットワークへの国保部局の参画又は地域の医療・介護・保健・福祉サービス関係者との情報共有の仕組み

(「在宅医療・介護連携推進に関する会議」への参加)

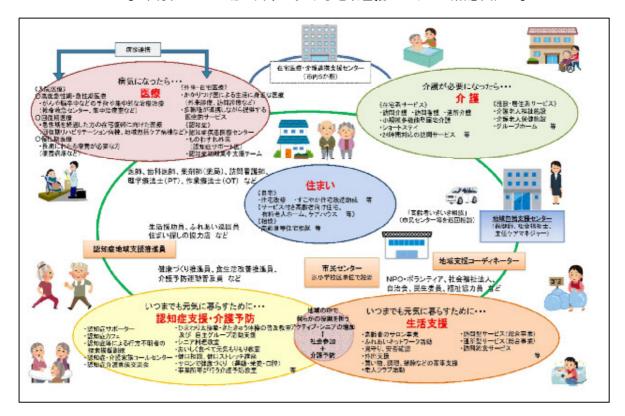
#### ③KDB やレセプトデータの活用

(データヘルス計画で明示した要介護認定状況とレセプトを突合したデータを基に、生活習慣病予防と介護予防を位置づけた一体的なスライド等の資料を作成し、介護の場面における予防活動を展開)

④国保被保険者を含む高齢者などの居場所・拠点、コミュニティ、生きがい、自立、健康づくり につながる住民主体の地域活動の国保部局としての支援の実施

(小学校区単位で実施する住民主体のソーシャルキャピタル事業(地域で GO!GO!健康づくり) において、生活習慣病予防、介護予防に関する健康学習を健康推進部門と一体的・継続的に実施)

[ 図表6-1 北九州市における地域包括システム(概念図)



【出典】北九州市いきいき長寿プラン

## 第8章 計画の評価・見直し

#### 1 評価の時期

計画の見直しは、平成32年度に進捗確認のための中間評価を行ったうえで実施します。 目標値の推移は毎年確認を行い、評価結果を踏まえて事業の実施方法や内容について随時 見直します。

また、計画の最終年度の平成35年度においては、次期の計画策定を円滑に行うための 準備も考慮に入れて評価を行い、計画の全体的な見直しを実施します。

#### 2 評価方法・体制

保健事業においては、健診・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な実施を図ります。評価は、以下の4つの指標 $^{*1}$ に沿って行い、効果が出るものに随時見直していきます。

北九州市国民健康保険運営協議会にて、年1回事業の取組状況や実績について報告します。 また、必要に応じて国保連に設置されている保健事業支援・評価委員会等の指導・助言を受けるものとします。

※評価における4つの指標

- (1) ストラクチャー(保健事業実施のための体制・システムを整えているか)
- (2) プロセス(保健事業の実施過程)
- (3) アウトプット(保健事業の実施量)
- (4) アウトカム(成果)

## 第9章 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い

#### 1 計画の公表・周知

本計画は、北九州市国民健康保険における健康課題及び課題解決への取組内容を示したものであり、国保加入者や関係機関・団体のみならず、広く市民に伝える必要があることから、市のホームページや広報誌に掲載する等、内容の普及啓発に努めることとします。

#### 2 個人情報の保護

データへルス計画における各事業の実施においては、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託等の各場面で、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及びこれに基づくガイドライン「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成17年4月1日厚生労働省)や、本市が定める「北九州市個人情報保護条例」及び「北九州市情報セキュリティに関する規定」を遵守します。その上で、被保険者のプライバシー保護の観点から、健康情報を取り扱う全ての具体的な業務について細心の注意を払い、個人情報の適切な取り扱いが確保されるよう措置を講じます。

# 各種統計資料

## 1 社会保障の視点から見た北九州市の特徴

## H28年度

_			DEW(2)-0361-40		九州市	政令	÷ 市	福岡	I III	全	司	1
			項目	実数	割合	実数	황습	実数	割合	実数	割合	1
			総人口		5,965	1.354		5,038		125,64		
			65歳以上(高齢化率)	277,120	29.3	6,633,579	24.5	1,304,764	25.9	33,465,441	26.6	KDB_NO.5
			75歲以上	136,035	14.4	0,000,070	2 1.0	627.705	12.5	16,125,763	12.8	人口の状況
	0	人口構成	65~74歳	141,085	14.9			677.059	13.4	17,339,678	13.8	KDB_NO.3 健診・医療・介護
			40~64歳	307,184	32.5			1,654,717	32.8	42,295,574	33.7	データからみる地 域の健康課題
			39歳以下	361,661	38.2			2,079,183	41.3	49,879,972	39.7	ACCO METATORISE
1			第1次產業		0.8	1	4	3.	1.7.7.	4.		KDB_NO.3
	(2)	産業構成	第2次產業		24.9	21	.6	20	.9	25	.2	健修・医療・介護
			第3次産業		74.3	77	.0	76	.0	70	.6	データからみる地 域の健康課題
- 8	000		男性		78.9	79	8.0	79	.3	79	.6	20
	(3)	平均寿命	女性		36.2	86	.6	86	.5	86	.4	KDB_NO.1
	0	Mart III A	男性		64.9	65	.4	65	.2	65	.2	地域全体像の把握
	4	健康寿命	女性		66.5	67	0.7	66	.9	66	.8	
			標準化死亡比 男性	1	05.8	97	.8	103	2.0	10	0	
			(SMR) 女性		99.9	97	.4	98	.0	10	0	1
			がん	3,256	55.1	73,582	52.7	15,087	55.4	367,905	49.6	1
	(3)	W-t-O-W-T	心臟病	1,225	20.7	34,342	24.6	5,666	20.8	196,768	26.5	KDB NO.1
	1	死亡の状況	死 脳疾患	912	15.4	19.741	14.1	3.975	14.6	114.122	15.4	地域全体像の把握
2			因 糖尿病	117	2.0	2,480	1.8	598	2.2	13,658	1.8	1
			腎不全	219	3.7	4,422	3.2	922	3.4	24,763	3.3	1
			自殺	180	3.0	5,001	3.6	993	3.6	24,294	3.3	
		早世予防から	승함	1,104	10.3	28,360	11.4	5,594	11.0	136,944	10.5	厚労省HP
	2	みた死亡	男性	727	13.4	18,636	14.3	3,652	14.2	91,123	13.5	人口勤總調查
		(65歳未満)	女性	377	7.1	1,418	8.2	1.942	7.7	45,821	7.2	(政令市は20市)
	519, 336,7	VALUE AND SECTION SECT	1号認定者数(認定率)	62,404	25.4	1,019,606	22.8	259,318	23.1	5,885,270	21.2	
	1	介護保険	新規認定者	1114	0.4	17,355	0.3	4,365	0,3	105,636	0.3	]
			2号認定者	1510	0.5	28,395	0.4	6.325	0.4	151,813	0.4	]
			糖尿病	15,204	23.4	228,465	21.5	59,184	22.0	1,350,152	22.1	
			高血圧症	35,159	54.5	509,946	48.1	144,835	54.0	3,101,200	50.9	
			脂質異常症	20,036	30.9	308,646	29.0	80,327	29.8	1,741,866	28.4	1
	(2)	有病状況	心臓病	39,817	61.8	579,261	54.7	163,980	61.2	3,529,682	58.0	
3	-	13 11 10 10 1	脳疾患	16,461	25.7	244,322	23.2	71,699	26.9	1,538,683	25.5	KDB_NO.1
٦			がん	7,524	11.5	113,934	10.6	31,226	11.5	631,950	10.3	地域全体像の把握
			筋·骨格	36,029	55.8	510,231	48.1	146,472	54.6	3,067,196	50.3	1
- 8			精神	23,267	35,8	355,773	33.5	100,227	37.2	2,154,214	35.2	1
			1件当たり給付費(全体)		4,510	54,2		57,4		58,2		1
	3	介護給付費	居宅サービス		7,655	38,2		39,1		39,6		-
- 3			施設サービス		1,298	287.		285,		281,		-
	(4)	医療費 (円)	要介護認定別 認定あり 医療費(40歳以上) 認定な!		1,111	7,9	270	8,6		7,9		
_		(1)	MAY O		.672	3,8 5,582		4,0		3,8		
			被保険者数 65~74歳	94.325	4,894 41.9	3,362	413	1,222	37.7	4 201 2 2		-
	0	国保の状況	40~64歳	70.230	31.2			460,694 395,646	32.4	12,461,613	38.2	
	w	国体574756	39歳以下	60,339	26.8			366.089	29.9	9,179,541	28.2	-
			加入率	_	23.6	23	7	24		26		KDB NO.1
- 1			病院数	90	0.4	1487	0.3	460	0.4	8,255	0.3	地域全体像の把握
			診療所数	958	4.3	21,307	3.8	4.587	3.8	96,727	3.0	KDB_NO.5 被保険者の状況
	/2	医療の概況	病床數	19,111	85.0	302,097	54.1	86.071	70.4	1,524,378	46.8	The second second
	2	(人口干対)	医師数	3,347	14.9	73,695	13.2	15,660	12.8	299,792	9.2	1
			外来患者数	7	20.1	67	6.4	686	6.6	668	3.1	1
			入院患者数		24.2	17	.8	22	.3	18	.2	1
,			一人当たり医療費		県内25位/60位 同規模2位/20位	24,0	696	25,9		24,2	245	
4			受診率		4.255	694	.16	708.	879	686.	286	KDB_NO.3
	3	医療費の	外費用の割合		53.8	60	).4	54	.9	60	.1	健診・医療・介護 データからみる地
	2	状況	来 件数の割合		96.8	97	.4	96	.9	97	.4	域の健康課題 KDB NO.1
			入費用の割合	4	46.2	39	.6	45	.1	39	.9	地域全体像の把握
			院 件数の割合		3.2	2.	.6	3.	1	2.	6	
		1	1件あたり在院日数	1	7.3日	15.	1日	16.9	日	15.6	6 <b>日</b>	
1			** *	11.4173	312,080 26.0	26	.6	25.	5	25.	6	
		V_000000000000000000000000000000000000	がん									4
		医療費分析	慢性腎不全(透析あり)	2,336,0	76,630 5.3	9.5		5.4		9.7		KDB NO 2
Y	<b>a</b>	医療費分析 生活習慣病に 占める割合	慢性腎不全(透析あり) 糖尿病	2,336,0 3,933,8	076,630 5.3 891,530 9.0	9.	3	8.	7	9.3	7	KDB_NO.3 健診・医療・介護
	4	生活習慣病に 占める割合	慢性腎不全(透析あり) 糖尿病 高血圧症	2,336,0 3,933,8 3,624,9	076,630 5.3 891,530 9.0 966,710 8.3	9, 8.	3	8.3	7	9.3	7	
	4	生活習慣病に	慢性腎不全(透析あり) 糖尿病	2,336,0 3,933,8 3,624,9 8,885,7	076,630 5.3 891,530 9.0	9.	3 1 .9	8.	7 3 3	9.3	7 3 9	健診・医療・介護 データからみる地

			項目	7		北	九州市		政令	<b>令市</b>	福岡	岡県	全	国	
			*R E			実验	割金		実效	割合	変実	割合	実数	割合	
				糖尿病		589,682	18位	(17)							
				高血圧		605,245	22位	(18)							
				脂質異常症		552,451	25位	(19)							
		費用額	入	脳血管疾患		663,720	22位	(20)							
		(1件あたり)	院	心疾患		635,555	33位	(15)							
		10 ± 17/4		腎不全		701,019	33位	(18)							
		県内順位		精神		462,278	36位	(26)	e e						KDB NO.3
	(5)	順位総数63	_	悪性新生物		681,038	12位	(14)			_		_		健診・医療・介護 データからみる地
		100 m ( ) m		糖尿病 高血圧		32,453 27,128	291								tok
		入院の( )内 は在院日数		脂質異常症		24,934	341								
4			外	脳血管疾患		31,942	251								
			*	心疾患		34,681	364	<b></b>							
				腎不全		130,285	431	₩.							
				精神		28,092	371	立							
				悪性新生物		52,931	16	立							
1		AND TO AN OU		腱診対象者	健診受診者		960			120	16.	109	2,3		KDB NO.3
	6	健診有無別 一人当たり	0)4	一人当たり	健診未受診者		6,527			747		723	12,3	0000/4	健診・医療・介護
		点数		習慣病対象者	健診受診者		2,520			60	1000	365	6,7		データからみる地域
	<u> </u>		_	一人当たり	健診未受診者		3,400			273		399	35.4		
	- A	健診・レセ	受部	制奨者 医连接眼亚硷	<b>*</b>	32,099	59.	_	561,357	56.2	144,060	57.0	4,427,425	56.1	KDB NO.1
	7	突合		医療機関受診 医療機関非受	7.7	30,174 1,925	56. 3.6	_	510,421 50,936	51.1	134,064 9,996	53.1 4.0	4,069,632 357,793	51.5 4.5	地域全体像の把握
_	Û		加金	医療依因非文 受診者	13°44		3.743	2		,436		.703	7,898		
	- 1		DEES	20000000		108030	県内2	862			199,025	100000000			
	2			受診率		35.5	同規模		20	3.0	32.3	全国37位	36	1.4	
	(3)			保健指導終了	者(実施率)	1,112	17.	_	8953	7.8	10,339	33.7	191,922	20.3	1
	4		非肥	港高血糖	TE VIII del	5,528	10.		87,699	8.8	21,176	8.4	737,871	9.3	1
	200				該当者	10,937	20. 32.		166,983	16.7	43,079	17.0	1,365,885	17.3	1
	(5)	41-1-11-11-1			男性 女性	7,252 3,685	11.		115,467 51,516	28.0	29,282 13,797	27.8 9.4	940,350 425,535	27.5 9.5	1
		特定健診の 状況		メタボ	予備群	5,675	10.		104.883	10.5	28.226	11.2	847.757	10.7	1
	(6)	20,000			男性	3.683	16.	_	72,158	17.5	18,894	18.0	588,322	17.2	1
		県内順位			女性	1.992	6.3		32,725	5.6	9.332	6.3	259,435	5.8	KDB_NO.3
_	7	順位総数63		1	総数	18,276	34.	0	306,565	30.7	81,259	32.2	2,490,653	31.5	健診・医療・介護 データからみる地
5	(8)		,	腹囲	男性	11,888	53.	7	210,187	51.0	54,360	51.7	1,714,294	50.2	域の健康課題
	9		メタ		女性	6,388	20.	2	96,378	16.4	26,899	18.2	776,359	17.3	KDB NO.1 地域全体像の把握
	00	]	ボ	No Track of	総数	2,178	4.1	1	41,939	4.2	9,245	3.7	372,673	4.7	
	0		該	BMI	男性	302	1.4	_	6,379	1.5	1307	1.2	59,609	1.7	
8	(2)		当	4.94.4.4	女性	1,876	5.9		35,560	6.1	7,938	5.4	313,064	7.0	1
3	(3)		予	血糖のみ		348	0.6		6,235	0.6	1,795	0.7	52,299	0.7	-
	(9		備群	血圧のみ 脂質のみ		3,962 1,365	7.4		72,845 25,803	7.3	19,361 7,070	7.7	587,214 208,235	2.6	-
9	16	1	レ	血糖・血圧		1,590	3.0		24,564	2.5	6.761	2.7	211,996	2.7	1
	0		~	血糖・脂質		577	1.1		9,116	0.9	2.378	0.9	75,037	1.0	
	08	1	ル	血圧・脂質		5.289	9.8		83,440	8.4	21.124	8.4	663,535	8.4	1
2	19			血糖・血圧・	脂質	3,481	6.8	5	49,863	5.0	12,816	5.1	415,318	5.3	1
			gra.	高血圧		19,683	36.	6	325,264	32.6	80,430	31.8	2,650,269	33.6	
	1		服薬	糖尿病		4,513	8.4	9.2	64,411	6.5	18,555	7.3	589,679	7.5	
	<u> </u>			脂質異常症		13,231	24.		244,098	24.4	56,685	22.4	1,861,172	23.6	1
			既	脳卒中(脳出血		2,314	4.3		31,492	3.3	8,859	3.6	246,264	3.3	-
	(2)		往	心臓病(安心症	・心筋梗塞等)	4,266	7.9	_	50,686	5.2	16,181	6.5	417,386	5.5	-
			歴	肾不全		904 7,100	1.7		4,674 102,474	0.5 10.7	1,938 30,478	0.8	39,181 761,617	0.5 10.2	
	(3)		喫煙	貧血		7,683	14.	_	133,803	13.4	35,614	14.1	1,122,770	14.2	1
	4			= 回以上朝食を打	b <	6,037	11.		81,876	8.9	26,148	10.9	585,443	8.7	
	(5)			回以上食後間1		8.874	16.		107,860	11.7	32.123	13.3	804,012	11.9	
6	6	生活習慣の		回以上就寝前么		7,356	13.		129,629	14.1	36,341	15.1	1,054,636	15.5	KDB NO.1
0	7	状況	食べ	る速度が速い		14,837	27.	6	237,545	26.0	66,044	27.4	1,755,652	26.0	地域全体像の把握
	(8)		20歳	数時体重から10	)kg以上增加	18,718	34.	_	286,907	31.2	77,808	32.2	2,192,397	32.1	1
	(9)			30分以上運動	1 1000	29,249	54.		518,114	56.4	137,823	57.2	4,026,273	58.8	1
	00			1時間以上運動	なし	26,603	49.		431,382	46.9	121,373	50.3	3,209,243	47.0	
	0			不足		12,314	22.		229,131	25.0	59,155	24.6	1,698,203	25.1	
	(2)			飲酒		13,600	25.	_	248,698	25.4	63,856	25.8	1,886,358	25.6	-
	03		時代	飲酒 1合未満		11,614	21. 76.		229,911	23.5 65.4	57,653	23.3 67.8	1,628,531	22.1	1
	79553		日	1~2合		41,152 8,337	15.	_	482,607 172,595	23.4	124,369 41,184	22.4	3,334,011 1,245,365	64.0 23.9	1
	030		飲	2~3合		3,269	6.1		63,876	8.7	14,381	7.8	486,513	9.3	
			酒量	3合以上		881	1.6		19,009	2.6	3.635	2.0	142,761	2.7	1
			-	~ F - N -		201	1.1	_	. 0,000	2.0	0.000	2.0	1.74,791	4-1	

## 2 特定健診実施状況について

## (1) 特定健康診査等実施計画(第一~二期)の目標と実績(法定報告値)

1 1 1 VE DE ME HO.	T .1 \\"	BH! H	1212		AN HILL	- > 134	1/24/CT	× = = /			
			第一期			第二期					
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
目標値	25.0%	35.0%	45.0%	55.0%	65.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	60.0%	
実績	22.0%	25.6%	28.6%	31.1%	32.6%	32.5%	34.6%	35.6%	35.8%	de de	
対象者数(人)	172,315	170,069	167,688	166,025	165,461	164,977	163,964	157,988	150,673	集計中	
受診者数(人)	37,870	43,489	47,879	51,680	53,925	53,613	56,761	56,310	53,920	未刊中	
政令市順位	11位	7位	6位	5位	4位	4位	3位	4位	4位		

## (2)性別·年齢別の受診率(法定報告値) 【男性】

年齢	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
40-44	8.4%	10.9%	11.1%	12.7%	13.0%	11.9%	13.1%	14.2%	14.5%
45-49	10.9%	12.3%	13.2%	14.9%	15.8%	15.5%	16.2%	15.7%	15.6%
50-54	10.2%	12.5%	13.7%	16.7%	16.5%	15.9%	17.4%	18.0%	19.2%
55-59	13.1%	15.2%	16.0%	18.0%	17.8%	18.1%	19.9%	19.9%	20.2%
60-64	17.2%	20.8%	22.5%	24.6%	25.6%	24.9%	25.7%	26.8%	27.7%
65-69	26.9%	31.9%	34.3%	36.1%	36.8%	36.1%	38.1%	39.0%	39.0%
70-74	24.4%	28.1%	34.8%	38.6%	40.7%	41.9%	44.8%	45.8%	45.9%

#### 【女性】

年齢	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
40-44	10.0%	13.0%	13.3%	15.6%	16.5%	15.4%	16.7%	17.7%	17.4%
45-49	11.8%	14.1%	14.9%	15.9%	16.8%	16.7%	17.6%	18.3%	18.5%
50-54	14.2%	16.9%	17.7%	19.6%	19.4%	19.8%	21.6%	20.6%	21.5%
55-59	19.6%	22.3%	22.9%	24.9%	25.1%	24.5%	26.0%	27.9%	27.8%
60-64	26.0%	29.5%	31.5%	33.1%	34.1%	33.1%	34.2%	35.5%	34.3%
65-69	31.5%	36.8%	38.8%	41.7%	43.0%	41.6%	43.8%	44.2%	43.8%
70-74	24.6%	27.4%	35.7%	39.8%	43.2%	43.5%	46.3%	47.9%	47.8%

(3) 行政区別の状況(法定報告値)

行政	区区	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	受診者	4,589	5,135	5,705	6,045	6,312	6,279	6,660	6,573	6.223
門司区	対象者	20,678	20,260	19,772	19,481	19,336	19,241	19,149	18,426	17,450
	受診率	22.2%	25.3%	28.9%	31.0%	32.6%	32.6%	34.8%	35.7%	35.7%
	受診者	6,088	7,061	7,752	8,606	9,085	9,042	9,786	9,605	9,459
小倉北区	対象者	32,682	32,175	31,613	31,126	31,119	31,172	31,218	29,948	28,655
	受診率	18.6%	21.9%	24.5%	27.6%	29.2%	29.0%	31.3%	32.1%	33.0%
	受診者	8,274	9,617	10,603	11,466	11,914	11,954	12,603	12,681	12,015
小倉南区	対象者	34,760	34,739	34,747	34,857	34,969	35,045	34,787	33,589	32,065
	受診率	23.8%	27.7%	30.5%	32.9%	34.1%	34.1%	36.2%	37.8%	37.5%
	受診者	3,705	4,476	4,830	5,100	5,219	5,140	5,403	5,406	5,173
若松区	対象者	15,200	14,874	14,596	14,362	14,322	14,304	14,247	13,893	13,362
	受診率	24.4%	30.1%	33.1%	35.5%	36.4%	35.9%	37.9%	38.9%	38.7%
	受診者	3,097	3,394	3,725	4,136	4,275	4,298	4,382	4,344	4,080
八幡東区	対象者	14,293	13,815	13,334	12,990	12,816	12,577	12,327	11,685	11,040
	受診率	21.7%	24.6%	27.9%	31.8%	33.4%	34.2%	35.5%	37.2%	37.0%
	受診者	9,889	11,253	12,432	13,347	14,005	13,816	14,604	14,286	13,701
八幡西区	対象者	43,715	43,488	43,113	42,850	42,641	42,553	42,216	40,747	38,915
	受診率	22.6%	25.9%	28.8%	31.1%	32.8%	32.5%	34.6%	35.1%	35.2%
	受診者	2,228	2,553	2,832	2,980	3,115	3,084	3,323	3,415	3,269
戸畑区	対象者	10,987	10,718	10,513	10,359	10,258	10,085	10,020	9,700	9,186
	受診率	20.3%	23.8%	26.9%	28.8%	30.4%	30.6%	33.2%	35.2%	35.6%

## 3 特定保健指導実施状況について

## (1)特定健康診査等実施計画(第一期から第二期)の目標と実績(法定報告値)

			第一期			第二期						
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29		
目標値	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	60.0%		
実績	10.5%	49.8%	34.6%	27.5%	29.2%	30.3%	30.2%	28.7%	30.0%			
対象者数(人)	6,027	6,707	6,811	7,213	7,077	6,794	7,021	7,015	6,575	集計中		
受診者数(人)	630	3,341	2,359	1,980	2,070	2,058	2,123	2,011	1,974	未可午		
政令市順位	7位	1位	3位	5位	5位	4位	3位	3位	3位			

#### (2)性別・年齢別の保健指導実施率(法定報告値) 【男性】

年齢	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
40-44	7.4%	24.9%	24.1%	11.6%	18.5%	14.1%	15.4%	19.6%	17.8%
45-49	7.7%	28.2%	24.4%	16.3%	16.2%	23.3%	22.0%	18.2%	17.0%
50-54	6.2%	31.7%	22.3%	14.2%	18.5%	18.2%	20.6%	15.2%	16.0%
55-59	6.8%	32.6%	28.2%	16.4%	20.1%	16.8%	19.5%	19.1%	26.0%
60-64	7.3%	35.6%	30.3%	22.0%	23.0%	31.5%	26.9%	24.5%	23.6%
65-69	12.3%	53.9%	37.0%	30.2%	35.2%	34.4%	31.3%	32.1%	33.4%
70-74	10.6%	60.4%	38.6%	32.0%	32.6%	32.5%	34.5%	30.8%	32.8%

#### 【女性】

年齡	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
40-44	9.5%	29.4%	16.2%	16.3%	18.2%	27.8%	19.1%	24.7%	24.4%
45-49	10.6%	41.3%	24.0%	23.0%	29.5%	19.0%	19.5%	17.8%	24.3%
50-54	12.5%	43.6%	37.1%	15.5%	27.5%	32.5%	31.6%	23.7%	28.1%
55-59	8.9%	45.7%	31.9%	30.2%	28.9%	30.2%	23.7%	25.2%	29.6%
60-64	9.2%	44.5%	34.3%	27.1%	26.4%	32.3%	41.8%	35.8%	32.0%
65-69	11.9%	57.6%	40.1%	64.8%	33.8%	34.1%	32.4%	32.1%	36.4%
70-74	12.9%	67.8%	38.5%	34.0%	35.0%	32.5%	33.6%	31.7%	32.2%

## (3) 行政区別の状況(法定報告値)

行政	区区	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	終了者	242	311	250	228	226	238	205	213	195
門司区	対象者	724	802	793	836	800	787	823	820	757
	受診率	33.4%	38.8%	31.5%	27.3%	28.3%	30.2%	24.9%	26.0%	25.8%
	終了者	285	469	428	373	401	400	440	454	393
小倉北区	対象者	1,012	1,123	1,106	1,238	1,211	1,152	1,225	1,188	1,197
	受診率	28.2%	41.8%	38.7%	30.1%	33.1%	34.7%	35.9%	38.2%	32.8%
	終了者	66	992	704	603	608	591	688	650	676
小倉南区	対象者	1,363	1,445	1,464	1,517	1,529	1,440	1,519	1,543	1,427
	受診率	4.8%	68.7%	48.1%	39.7%	39.8%	41.0%	45.3%	42.1%	47.4%
	終了者	13	343	279	222	212	228	203	176	199
若松区	対象者	484	646	663	678	649	630	613	630	550
	受診率	2.7%	53.1%	42.1%	32.7%	32.7%	36.2%	33.1%	27.9%	36.2%
	終了者	7	266	125	65	91	89	86	87	90
八幡東区	対象者	518	556	530	589	550	537	537	543	496
	受診率	1.4%	47.8%	23.6%	11.0%	16.5%	16.6%	16.0%	16.0%	18.1%
100 To 100	終了者	11	765	433	388	427	394	373	288	279
八幡西区	対象者	1,610	1,756	1,830	1,950	1,938	1,863	1,882	1,867	1,761
	受診率	0.7%	43.6%	23.7%	19.9%	22.0%	21.1%	19.8%	15.4%	15.8%
	終了者	6	195	140	101	105	118	128	143	142
戸畑区	対象者	316	379	425	405	400	385	422	424	387
	受診率	1.9%	51.5%	32.9%	24.9%	26.3%	30.6%	30.3%	33.7%	36.7%

## 特定保健指導対象者の状況(法定報告値)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
特定健診受診者数(人)	37,870	43,489	47,879	51,680	53,925	53,613	56,761	56,310	53,920
積極的支援対象者数(人)	1,403	1,746	1,664	1,886	1,842	1,588	1,659	1,549	1,442
動機付け支援対象者数(人)	4,624	4,961	5,147	5,327	5,235	5,206	5,362	5,466	5,133
特定保健指導対象者の割合	15.9%	15.4%	14.2%	14.0%	13.1%	12.7%	12.4%	12.5%	12.2%

## 5 特定健診受診結果から見るアウトカム (結果) 評価 (1) 血圧の結果評価 (保健指導支援ツール)

	受診者数	正常	ž.	保健指導	判定值	受診勧奨判定値						
		正常	K .	正常高值		I度		Ⅱ度		皿度		
	【血圧測定者】	【血圧測定者】 収縮期130未満 又は拡張期85未満		収縮期130~139 又は拡張期85~89		収縮期140~159 又は拡張期90~99		収縮期160以上 又は拡張期100以上		収縮期180以上 又は拡張期110以		
	人数	人数	96	人数	96	人数	96	人数	96	人数	96	
H20	39,515	17,893	45.3	9,718	24.6	9,310	23.6	2,142	5.4	452	1.1	
H25	55,406	26,818	48.4	13,794	24.9	11,971	21.6	2,327	4.2	496	0.9	
H28	55,801	27,426	49.1	13,638	24.4	11,876	21.3	2,349	4.2	512	0.9	

(2) HbA1c (血糖) の結果評価 (保健指導支援ツール)

	受診者数 正常		保健指導判定值			受診衝奨判定值						再掲			
	【HbA1c測定者】	5.5以	下	5.6~	5.9	6.0~	3.4	6.5~	6.9	7.0~	7.9	8.013	H	8.4以	Ŀ
	人数	人数	%	人数	%	人数	96	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
H20	39,509	14,066	35.6	15,372	38.9	6,102	15.4	1,793	4.5	1,323	3.3	853	2.2	621	1.6
H25	55,407	25,001	45.1	18,648	33.7	6,744	12.2	2,358	4.3	1,739	3.1	917	1.7	648	1.2
H28	55,801	22,011	39.4	19,974	35.8	8,109	14.5	2,796	5.0	2,001	3.6	910	1.6	630	1.1

#### (3) LDLコレステロール (脂質) の結果評価 (保健指導支援ツール)

	受診者数			保健指導判定値 120~139		受診勧奨判定值						
	【LDL測定者】					140~159		160~179		180以上		
	人数	人数	96	人数	%	人数	96	人数	%	人数	%	
H20	39,513	16,199	41.0	9,983	25.3	7,449	18.9	3,772	9.5	2,110	5.3	
H25	55,406	24,323	43.9	13,601	24.5	9,611	17.3	4,885	8.8	2,986	5.4	
H28	55,801	24,349	43.6	13,985	25.1	9,696	17.4	4,846	8.7	2,925	5.2	

# 計画策定に係る経緯

## 1 計画策定に関する国の通知(厚生労働省 保険局)

通知日	内容
平成29年8月3日	特定健康診査等実施計画作成の手引き (第3版) (案) の通知
平成29年9月8日	保健事業の実施計画(データヘルス計画)作成の手引き提示

### 2 北九州市国民健康保険運営協議会

#### (1) 構成員名簿

区分	氏名	職名
	島本 喜多江	日本赤十字社北九州市門司区地区赤十字奉仕団委員長
	永津 てるみ	北九州農業共同組合女性部会東部会長
	井上 千惠美	民生委員、児童委員、人権擁護委員
被保険者 代表委員	鷹木 澄子	八幡西区婦人会連絡協議会副会長
1434.34	浦部 秀子	戸畑区浅生婦人会副会長
	岩下 幸夫	公募委員
	植山 渚	公募委員
	村上 吉博	北九州市医師会副会長
	岩田 定幸	北九州市医師会専務理事
	権頭 聖	北九州市医師会理事
医療機関 代表委員	吉岡 眞一	北九州市歯科医師会会長
11223	佐伯 和道	北九州市歯科医師会専務理事
	白水 京子	北九州市薬剤師会副会長
	原田 圭子	北九州市薬剤師会理事
	後藤 尚久	北九州市立大学教授
	原賀 美紀	産業医科大学准教授
	小田 日出子	西南女学院大学教授
公益 代表委員	演寄 朋子	九州女子大学教授
14227	山村 加代子	北九州市健康づくり推進員の会事務局
	鐘ヶ江 千鶴子	北九州市民生委員児童委員協議会理事
	境目 操	北九州商工会議所女性会副会長
被用者保険	時永 正智	山九健康保険組合常務理事
代表委員	南島 寿範	全国健康保険協会福岡支部企画総務グループ長補佐

(敬称略)

## (2) 計画策定に関する報告、意見聴取状況

開催日	報告、協議内容
平成29年8月18日	<初回報告> 第二期北九州市国民健康保険データヘルス計画の策定について
平成29年12月13日	<中間報告>
	第二期データヘルス計画の概要について (中間報告)
平成30年2月7日	<最終報告>
	第二期データヘルス計画(素案)について

## 3 福岡県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会

## (1) 構成員名簿

役名	氏名	所属	役職
委員長	平田 輝昭	聖マリア健康科学研究所	所長
副委員長	香月 進	福岡県保健環境研究所	所長
委 員	兵頭 正俊	福岡県保健医療介護部医療保険課	課長
委員	馬場 順子	福岡県保健医療介護部健康増進課	課長技術補佐
委員	松尾 やす子	福岡県看護協会	副会長
委 員	藤丸 知子	帝京大学 福岡医療技術学部	教授
委 員	長 佐和美	筑後市役所 健康づくり課	課長
委 員	丹田 智美	北九州市役所保健福祉局地域福祉部	課長
委 員	増永 秀貴	福岡県後期高齢者医療広域連合健康企画課	課長

(敬称略)

## (2) 計画策定に関する支援状況

開催日	支援内容
平成29年8月8日	<保健事業支援・評価委員会>
	委員長・委員によるヒアリング
平成29年8月30日	<第1回ヘルスサポート研修会>
	国の政策動向、今後のスケジュール等の確認
平成29年11月9日	計画のひな形提示 (12月5日までにたたき台の送付)
平成29年12月15日	<保健事業支援·評価委員会>
	ひな形に基づくデータヘルス計画のたたき台の審査、助言
平成30年1月26日	<第2回ヘルスサポート研修会>
	第二期データヘルス計画の好事例の発表
平成30年2月15日	<保健事業支援,評価委員会>
	データヘルス計画及び個別保健事業計画への助言

北九州市国民健康保険 第二期保険事業実施計画

(データヘルス計画)

平成30年 月発行 (北九州市印刷物登録番号 第 号)

北九州市保健福祉局健康医療部健康推進課 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 TEL 093-582-2018 FAX 093-582-4997